

31) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)

調査対象地域には、「都市緑地法」(昭和48年9月1日 法律第72号) 第四条第一項に係る基本計画(緑の基本計画)が駒ヶ根市で策定されている。概要を以下に示す。なお、宮田村、伊那市では緑の基本計画はない。

(1) 駒ヶ根市緑の基本計画(平成16年5月)

駒ヶ根市では、昭和55年度に「駒ヶ根市緑のマスタープラン」を策定しているが、平成6年の「都市緑地保全法」(昭和48年9月1日 法律第72号)の改正を受け、市の現状を反映させた「駒ヶ根市緑の基本計画」を平成16年5月に策定している。

本基本計画は、駒ヶ根市総合計画、国土利用計画(駒ヶ根市計画)、駒ヶ根市都市計画マスタープランなどの計画と整合を図りながら策定されており、市民が心の豊かさを実感できる快適なまちづくりを形成するための指針である。緑の将来像(ふたつのアルプスが映える水と緑のふるさと駒ヶ根)とその将来像を実現するための5つの基本の柱を定め、地区ごとの具体的施策や緑化重点地区の緑化方針などを示している。駒ヶ根市緑の基本計画の概要を表4.2.7-28に示す。

表 4.2.7-28 駒ヶ根市緑の基本計画の概要

項目		内容
計画のテーマ(緑の将来像)		ふたつのアルプスが映える水と緑のふるさと駒ヶ根
目標年次		平成35年までの20年間を計画期間とし、平成20年、平成25年及び平成30年を計画見直しのための中間年度とする。
対象区域		駒ヶ根都市計画区域全域(5,100ha)及び竜東地域
計画の目標		緑地保全や緑化の目標として以下の項目を定め、平成35年度に向けてこの目標の達成を目指し施策を進める。
目 標	樹林地の量	44.9%以上
	市民一人当たりの公園 <sup>※</sup> の広さ	25 m <sup>2</sup>
	公園誘致圏の充足率	市街地及び幹線道路沿線地区100%、市全体60%
	緑の拠点を整備する	緑の拠点整備 2ヶ所
	緑と人のふれあう機会をつくる	森林整備モデル林 2ヶ所

※：公園とは、都市計画公園及び都市計画公園に準ずる緑地である。

出典：「駒ヶ根市緑の基本計画」(平成16年5月 駒ヶ根市)

### 32) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(景観計画)

長野県は、「景観法」(平成16年6月18日 法律第110号)に基づき、平成17年12月22日に景観計画(平成18年4月1日発効)を策定し、景観行政団体である市町村の区域を除く県全域を景観計画区域としている。

調査対象区域では、駒ヶ根市が平成25年6月、伊那市が平成26年2月に景観行政団体として景観計画を策定し、それぞれ市全域を景観計画区域としている。宮田村については、県の景観計画区域に含まれているとともに、平成29年4月景観条例施行に向け検討中である。

長野県、駒ヶ根市及び伊那市が策定した景観計画の概要を以下に示す。

#### (1) 長野県景観育成計画(平成18年4月)

長野県では、「長野県景観育成計画」において景観計画区域を、景観行政団体である市町村の区域を除く県全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示している。景観計画区域は、土地利用の状況と自然条件により都市地域、沿道地域、田園地域及び山地・高原地域の4つの類型に区分し、それぞれ良好な景観を育成するための行為の制限の基準(景観育成基準)を定めている。更に、景観育成重点地域(特に重点的に景観の育成を図る地域)と景観育成特定地区(地区の特性を生かした景観の育成を積極的に図る地域)を県が指定している。平成27年4月現在、景観育成重点地域は4地域、景観育成特定地区は指定がない状況である。

調査対象区域では、景観計画区域が宮田村全域となり、景観育成重点地域は存在しない。景観計画区域で届出が必要な行為及び規模を表4.2.7-29に、主な類型の景観育成基準を表4.2.7-30(P197)に示す。

表 4.2.7-29 景観計画区域での届出対象行為と規模(一般地域)

対象行為	対象規模
建築物 新築等 外観変更(修繕、模様替え、色彩変更)	高さ13m又は 建築面積1,000㎡超 変更面積400㎡超
工作物 新設等 (電気供給・通信施設)	高さ13m又は 築造面積1,000㎡超 (高さ20m超)
開発行為、土地の形質変更、土石類の採取等	面積3,000㎡超又は 法面等高さ3mかつ長さ30m超
物件の堆積	高さ3m又は 堆積面積1,000㎡超
特定外観意匠(公衆の関心を引く形態意匠)	表示面積25㎡超

出典:「長野県景観育成計画」(平成17年12月 長野県)

表 4.2.7-30 景観育成基準(概略)

地域区分		都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
建築物・ 工作物	配置	道路 後退	できるだけ後退 (5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)
		隣地 後退	隣地と協力して、 まとまった空間	できるだけ離し、ゆとりある空間	
	規模	まち並みとしての 連続性に配慮	高層の場合には、 空地確保	規模・高さは、 極力抑える	原則として、周辺の 樹木の高さ以内
	形態・意匠	周辺の建築物等の 形態との調和	背景スカイライン及 び建築物との調和	背景スカイライン 及び田園との調和	周辺の山並みとの 調和
	色彩等	周囲の建築物等と 調和した色調	周囲の景観及び建築 物等と調和した色調	周囲の田園や集落 の景観と調和した 色調	周囲の景観と調和 した色調
土地	形状、修 景、緑化等	周囲の景観との調和			

出典：「長野県景観育成計画」（平成 17 年 12 月 長野県）

## (2) 駒ヶ根市景観計画(平成 25 年 6 月)

駒ヶ根市では、「駒ヶ根市景観計画」において市全域を景観計画区域と定め、景観形成基準を設定している。景観計画区域は、景観特性に合わせて山岳地域、山麓高原地域、観光・田園地域、周辺田園・河岸段丘地域、市街地地域及び中山間地域の 6 地域に区分し、地域ごとに景観形成基準を設定し、届出対象行為及び規模を定めている。更に、特に重点的に景観育成を進めるエリアを『景観育成重点地区』とし、市民や観光客が集まるエリアを駒ヶ根インター重点地区他 3 地区、2 つのアルプスを眺望する重要なポイントを景観道路軸重点地区、市民の主体的な取組みで景観育成が図られている景観育成住民協定地区をそれぞれ設定している。

調査区域には、4 つの景観計画区域の他、多数の景観育成重点地区が存在する。景観計画区域の区分及び景観育成重点地区を表 4.2.7-31 (P198) に、景観計画区域の届出対象行為を表 4.2.7-32 (P199) に、景観計画区域ごとの景観形成基準を表 4.2.7-33 (P200~207) に、景観計画区域及び景観育成重点地区の位置を図 4.2.7-13 (P215) に示す。

表 4.2.7-31 調査区域における景観計画区域の区分及び景観育成重点地区(駒ヶ根市景観計画)

項目	地域、地区名		
景観計画 区域の区分	観光・田園地域		
	市街地地域		
	周辺田園・河岸段丘地域		
	中山間地域		
景観育成 重点地区	駒ヶ根インター重点地区		
	駒ヶ根駅前重点地区		
	駒ヶ根高原重点地区		
	文化センター重点地区		
	西山山麓エリア重点地区		
	景観道路軸重点地区		
	景観育成 住民協定地区	看大周辺地域景観形成住民協定	市民の主体的な取組みで景観の保全育成が図られている地区
		琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定	
		大徳原周辺地域景観形成住民協定	
		ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定	
		ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定	
伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定			
広域農道沿線景観形成住民協定			
「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定			
東伊那景観形成住民協定			
市民や観光客が集まるエリア			
2つのアルプスを眺望する重要なポイント			

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-32 景観計画区域における届け出対象行為(駒ヶ根市景観計画)

対象行為	届出対象規模	
	重点地区以外	重点地区
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築確認申請を要する建築物及び、都市計画区域外においては、延床面積10平方メートルを超えるもの	
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・ 変更に係る面積が50平方メートルを超えるもの	・ 変更に係る面積が25平方メートルを超えるもの
(3) プラント類 <sup>※1</sup> 、自動車車庫(建築物とならない機械式駐車場装置)、貯蔵施設類 <sup>※2</sup> 、処理施設類 <sup>※3</sup> 等の建設等	・ 高さ10mを超えるもの ・ 又は築造面積100平方メートルを超えるもの	・ 高さ10mを超えるもの ・ 又は築造面積20平方メートルを超えるもの
(4) 電気供給若しくは電気通信の為の施設 <sup>※4</sup> 又は太陽光発電施設等(土地に設置するものに限る、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)	・ 高さ10mを超えるもの ・ 又は設置面積の合計が500平方メートルを超えるもの	・ 高さ8mを超えるもの ・ 又は設置面積の合計が500平方メートルを超えるもの
(5) (2) から (4) まで以外の工作物の建設等	・ 長さ10m以上かつ高さ1.5m以上 ・ 又は高さ10mを超えるもの	・ 長さ10m以上高さ1.5m以上 ・ 又は高さ5mを超えるもの
(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	・ 面積1000平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ2mかつ長さ10mを超えるもの	・ 面積300平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの
(7) 土地の形質の変更 <sup>※5</sup> (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)	・ 面積500平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ3m若しくは高さ2mかつ長さ20mを超えるもの	・ 面積300平方メートルを超えるもの ・ 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積	・ 堆積の高さ3mを超えるもの ・ 又は面積300平方メートルを超えるもの	・ 堆積の高さ3mを超えるもの ・ 又は面積100平方メートルを超えるもの
(9) (1) ~ (5) までの建築物、又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠 <sup>※6</sup>	・ 表示面積10平方メートルを超えるもの	・ 表示面積3平方メートルを超えるもの

※1: プラント類とは、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

※2: 貯蔵施設類とは、飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

※3: 処理施設類とは、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※4: 電気供給若しくは電気通信の為の施設とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設、なお法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為を除く

※5: 土地の形質の変更とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更

※6: 工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠とは、当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。

出典: 「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-33(1)景観形成基準(観光・田園地域 1/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観道路軸指定道路からの後退距離は2m以上とするよう努めること。ただし、宿泊施設や観光関連施設等の一戸建て住宅以外の建築物は出来るだけ景観道路軸指定道路から5m以上後退するよう努めること。(複数接している場合は一面以上。付属屋除く)</li> <li>・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</li> <li>・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> <li>・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> <li>・ 電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置するよう努めること。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さは現状でみられる高さ5階までとすること。</li> <li>・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。</li> <li>・ 宿泊施設等の高層建築物は、調和のとれた意匠とすること。</li> <li>・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</li> <li>・ 河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> <li>・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルプスのふもとに形成された観光地としてくつろぎを感じられる雰囲気とするため、自然素材または地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> <li>・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>・ 反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。</li> <li>・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。</li> </ul>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</li> </ul> <p>外壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁面に使用する色相の彩度は(R) 8以下、(YR) 8以下、(Y) 10以下、(GY) 6以下、その他の色相は4以下とすること。</li> <li>・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。</li> </ul>

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-33(2) 景観形成基準(観光・田園地域 2/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> <li>・可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。</li> </ul>
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> <li>・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> <li>・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</li> <li>・採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</li> <li>・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。</li> <li>・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。</li> </ul>
規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</li> </ul>

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-33(3) 景観形成基準(周辺田園・河岸段丘地域 1/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観道路軸指定道路からの後退距離は2m以上とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物は出来るだけ景観道路軸指定道路より5m以上後退するよう努めること。(複数接している場合は一面以上。付属屋除く)</li> <li>・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</li> <li>・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> <li>・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さは現状の田園地域で見られる住宅等の高さとし、良好な田園景観を阻害しないこととする。</li> <li>・ アルプスへの眺望を阻害しないよう努めること。ただし、地域住民の生活向上及び地域活性化等を図ることを目的とし、かつ当該地域の住民及び地権者の了解が得られた事業についてはこの限りではない。</li> <li>・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。</li> <li>・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</li> <li>・ 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。</li> <li>・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> <li>・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫する。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。</li> <li>・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>・ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</li> </ul> <p>外壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁面に使用する色相の彩度は(R) 8以下、(YR) 8以下、(Y) 10以下、(GY) 6以下、その他の色相は4以下とすること。</li> <li>・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。</li> </ul>

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)



表 4.2.7-33(4) 景観形成基準(周辺田園・河岸段丘地域 2/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> <li>・可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。</li> </ul>
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> <li>・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> <li>・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>
土石の採取及び鉋物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</li> <li>・採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</li> <li>・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。</li> <li>・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul>
規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</li> </ul>

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成25年6月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-33(5) 景観形成基準(市街地地域 1/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</li> <li>・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</li> <li>・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> <li>・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルプスへの眺望を阻害しないものとするよう努めること。ただし、地域住民の生活向上及び地域活性化等を図ることを目的とし、かつ当該地域の住民及び地権者の了解が得られた事業についてはこの限りではない。</li> <li>・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。</li> <li>・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</li> <li>・ 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。</li> <li>・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> <li>・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。</li> <li>・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>・ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</li> </ul> <p>外壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁面に使用する色相の彩度は (R) 8 以下、(YR) 8 以下、(Y) 10 以下、(GY) 6 以下、その他の色相は 4 以下とすること。</li> <li>・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。</li> </ul>

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成 25 年 6 月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-33(6) 景観形成基準(市街地地域 2/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> <li>特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をとり、可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。</li> </ul>
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> <li>擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> <li>敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>
土石の採取及び鉋物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</li> <li>採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</li> <li>道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等からできるだけ後退させるよう努めること。</li> <li>河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul>
規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</li> </ul>

出典：「駒ヶ根市景観計画」（平成25年6月 駒ヶ根市）

表 4.2.7-33(7) 景観形成基準(中山間地域 1/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観道路軸指定道路からの後退距離は2m以上とするよう努めること。(複数接している場合は一面以上。付属屋除く)</li> <li>・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</li> <li>・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> <li>・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> <li>・ 電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置するよう努めること。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の高さは、現状の住宅等の高さとし良好な森林景観を阻害しないこととすること。</li> <li>・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。</li> <li>・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</li> <li>・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>・ 周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>・ 河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>・ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> <li>・ 屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁はくつろぎを感じられる雰囲気を出すため、自然素材又は地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> <li>・ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> <li>・ 金属板、ミラーガラス、無塗装金属板の使用は出来るだけ避け、使用する場合は周囲との調和に配慮すること。</li> <li>・ 敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるなど景観に配慮するよう努めること。</li> </ul>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</li> </ul> <p>外壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁面に使用する色相の彩度は (R) 8 以下、(YR) 8 以下、(Y) 10 以下、(GY) 6 以下、その他の色相は 4 以下とすること。</li> <li>・ 明度は周辺景観に調和するよう努めること。</li> </ul>

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)

表 4.2.7-33(8) 景観形成基準(中山間地域 2/2)

行為制限事項	形成基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間は周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> <li>・可能な限り緑化に努めること。</li> </ul>
土地の形質の変更	
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> <li>・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> <li>・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>
土石の採取及び鉱物の掘採	
採取等の方法、採取等後の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</li> <li>・採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>
屋外における物件の集積又は貯蔵	
集積、貯蔵の方法、及び遮へい方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</li> <li>・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>
公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。</li> <li>・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul>
規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</li> </ul>

出典：「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)

(3) 伊那市景観計画(平成 26 年 4 月)

伊那市では、「伊那市景観計画」において伊那市の景観特性を活かし、伊那市らしい景観を将来に引き継いでいくため、市全域を景観計画区域に定めている。景観計画区域は、土地利用と景観特性に応じて市街地、田園、山地・森林及び山岳・自然公園の4つの面と沿道、河川及び河岸段丘の3つの軸で区分し、地域ごとに良好な景観の形成に関する方針や景観形成基準を示し、行為の制限を設けている。更に、市の特徴が象徴的に現れ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を景観形成重点地区、地域住民が良好な景観の形成を目指して外観、緑化などについて自主的に市と協定を締結している地区を景観形成住民協定地区に設定している。

調査区域には、景観計画区域のうち3つの面と3つの軸が存在する他、景観形成住民協定地区が5地区ある。景観計画区域の地域区分及び景観形成住民協定地区を表4.2.7-34に、届出対象行為及び規模は表4.2.7-35(P209)に、景観計画区域の地域区分のよりの景観形成基準を表4.2.7-36(P210~214)に、景観計画区域及び景観形成住民協定地区の位置を図4.2.7-13(P215)に示す。なお、調査区域に、景観形成重点地区は存在しない。

表 4.2.7-34 調査区域における景観計画区域の地域区分及び景観形成住民協定地区

項目		地域区分名及び地区名
地域区分	面	市街地
		田園
		山地・森林
	軸	沿道
		河川
		河岸段丘
景観形成 住民協定地区	1. 美しいまち暁野区景観形成住民協定（平成8年1月21日）	
	2. 青島区田園地帯景観形成住民協定（平成9年1月1日）	
	3. 未来通り住民協定（平成10年6月3日）	
	4. 美原区景観形成住民協定（平成13年1月25日）	
	5. 御園区内原地区景観住民協定（平成18年8月28日）	

出典：「伊那市景観計画」(平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課)

表 4.2.7-35 景観計画区域における届出対象行為及び規模(一般地域<sup>※1</sup>)

対象行為	対象規模	
	面の地域区分	河岸段丘(軸の地域区分)
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	・高さ13mを超えるもの又は床面積の合計が30㎡を超えるもの	-
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・変更に係る面積が100㎡を超えるもの	-
(3) プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類 <sup>※2</sup>	・高さ10mを超えるもの又は築造面積30㎡を超えるもの	-
(4) 電気供給施設等 <sup>※3</sup>	・高さ15mを超えるもの	-
(5) その他の工作物	・高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの	-
(6) 土地の形質の変更 <sup>※4</sup> (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)	・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの	-
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面、擁壁の高さ2mを超えるもの	-
(8) 屋外における物件の堆積 <sup>※5</sup>	・堆積の高さ3mを超えるもの又は面積300㎡を超えるもの	-
(9) (1)から(5)までの建築物又は工作物に表示・設置される特定外観意匠 <sup>※6</sup>	・面積10㎡を超えるもの	-
(10) 木竹の伐採 <sup>※7</sup>	-	・伐採する斜面の面積が500㎡を超えるもの

※1：山岳・自然公園地域については自然公園法及び長野県立自然公園条例による行為の届出及び許可が必要な地域であるため、景観法及び伊那市景観条例の届出の対象外とする。

※2：プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類とは、下記に示すものである。

- ・プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。
- ・自動車車庫：建築物とならない機械式駐車装置等の自動車車庫の用途に供する施設。
- ・貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。
- ・処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設。

※3：電気供給施設等：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設。

※4：土地の形質の変更：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更。

※5：物件の堆積：屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積。

※6：特定外観意匠：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）屋外広告物の表示に関する方針は第6章を参照してください。

※7：枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く。

出典：「伊那市景観計画」（平成26年2月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-36(1) 景観形成基準(伊那市景観計画)

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心街では、隣接地と相互に協力して壁面線を合わせるなど、道路沿いにまとまった空間を生み出すように努めること。</li> <li>住宅地では、道路側に緑化を行う空間を確保するように努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からできるだけ後退し、道路側に空気を確保するように努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からできるだけ後退し、道路側の既存林を保存するなど自然景観に配慮すること。</li> <li>大規模行為<sup>※1</sup>にあつては、特に支障のある場合を除いて、10m以上道路から後退するように努めること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>南アルプス・中央アルプス、河岸段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。</li> <li>段丘崖の上端付近では、段丘崖側から遠い位置に配置するよう努め、段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように配慮すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>【沿道】大規模行為にあつては、特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するように努めること。</li> </ul>		
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>南アルプス・中央アルプス、河岸段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方に配慮した規模・高さとする。</li> <li>周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模・高さとし、建築物等と敷地との釣り合いにも配慮すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。</li> </ul>
	高さの数値基準 <sup>※2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、原則として31m以下とすること。</li> </ul>	高さの数値基準 <sup>※2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、原則として18m以下とすること。</li> <li>工業団地の建築物の高さは、原則として31m以下とすること。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【沿道】高層の場合には、空気を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。</li> <li>【河川】河川空間の見通しの良さを妨げないように、規模・高さに配慮すること。</li> </ul>	

※1：大規模行為とは、伊那市景観条例に定める以下の行為を指す。

- ・延べ床面積3,000㎡を超える建築物の建築等
- ・高さ30mを超える工作物の建設等

※2：高さの数値基準は、学校、病院等の公益上必要な公共施設に適用されない。

注：文頭に【 】がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」(平成26年2月 伊那市建設部都市整備課)



表 4.2.7-36(2) 景観形成基準(伊那市景観計画)

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
形態・意匠 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心街では、正面のデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。</li> <li>高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン<sup>※2</sup>、周辺の建築物等との調和を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン、周囲の山なみとの調和を図ること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。</li> <li>大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>		
	<p>【沿道河川】 道路沿いや河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。</p> <p>【段丘】 段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、外観に十分配慮すること。</p>		
材料 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材は極力使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用すること。</li> </ul>	

※1：形態・意匠は、景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係わる、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となる。

※2：スカイラインとは山や建築物等などが空を区切ってつくる輪郭のこと。

注：文頭に【 】がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」（平成26年2月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-36(3) 景観形成基準(伊那市景観計画)

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
色彩等 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落と調和した色調とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 複数の色の使用等に際しては、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用する色数を少なくするよう努めること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 照明を行う場合は、落ち着きや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものの使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根及び外壁は、マンセル値（JISZ8721）による以下の色彩を基調とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)の色相においては彩度7以下</li> <li>○ その他の色相においては彩度4以下</li> <li>○ 明度は周辺景観と調和するよう努めること</li> </ul> </li> <li>• ただし、次に該当するものは、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色<sup>※2</sup>として着色される部分で、景観上支障がないもの</li> <li>○ 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>○ 地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色</li> <li>○ その他法令等で着色が義務づけられている色彩</li> </ul> </li> </ul>		
	<p>【段丘】色彩は、原則として周囲の自然になじむ色彩とすること。</p>		

※1：色彩等は、景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係わる、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となる。

※2：アクセント色とは、まち並みに彩りを与えるため建物の低層部や窓枠など小面積部分に行う彩色のこと。強調色とも言う。

注：文頭に【 】がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」（平成26年2月 伊那市建設部都市整備課）

表 4.2.7-36(4) 景観形成基準(伊那市景観計画)

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
敷地の緑化	・樹木や草花を活用し、通りに面した住宅や商店、オープンスペース等の緑化を行い、潤いの創出に努めること。	・既存の樹木をできるだけ残すよう努め、住宅地は植栽などにより、良好な集落景観の形成に努めること。	・既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の山林と調和するよう配慮を行うこと。
	・農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門や塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周囲の建築物等と比べて相当大規模な建築物等は、建物まわりに高木の配置等の緑化を行い、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場や自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。		
	・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	・使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。	
	・段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行き、段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように配慮すること。		
	【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。 【段丘】段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、周囲の緑化を行うこと。		
自動販売機	・自動販売機の設置にあたっては周囲の景観に配慮し、外観は落ち着いた色彩とし、複数台の設置時は囲いで覆うなどの工夫を行うこと。		
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、特定外観意匠 <sup>※</sup> に関する付加基準			
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山なみなどの眺望を阻害しないように努めること。		
規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。		
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。		
	・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	・反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。	

※：特定外観意匠とは、公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠を指す。(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)

注：文頭に【 】がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」(平成26年2月 伊那市建設部都市整備課)

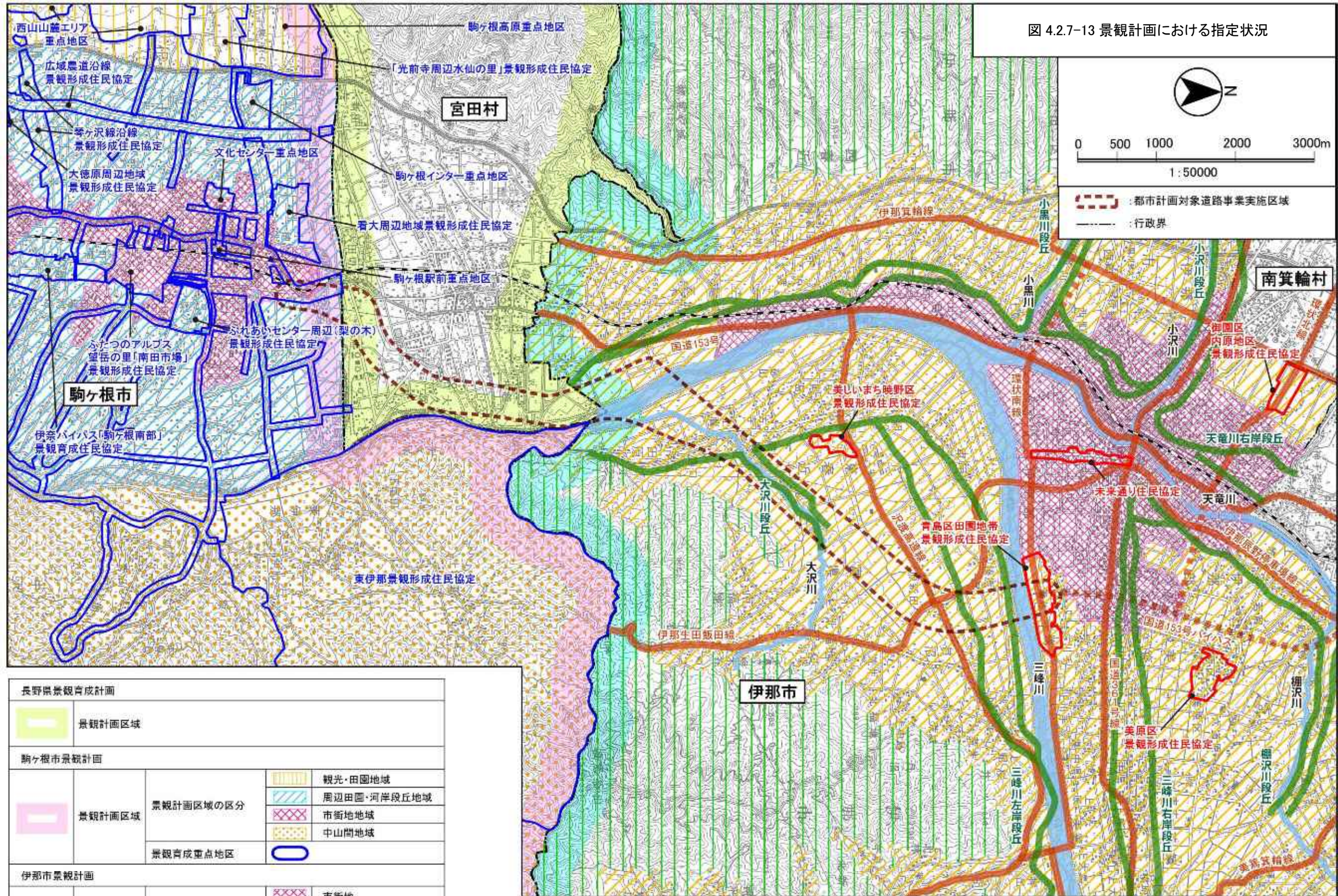
表 4.2.7-36(5) 景観形成基準(伊那市景観計画)

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落と調和した色調とすること。	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
	・使用する色数を少なくするよう努めること。		
	・光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	・光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
土地の形質の変更			
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> <li>・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> <li>・敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>		
土石の採取及び鉱物の掘採			
土石の採取及び鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</li> <li>・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>		
屋外における物件の集積			
屋外における物件の集積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</li> <li>・道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>		
木材の伐採			
木竹の伐採	<p>【段丘】 河岸段丘林の連なりが失われる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、段丘林の連なりを維持するために、できる限り既存の樹木を残し、伐採した法面の緑化を行う等の配慮を行うこと。</p>		

注：文頭に【 】がある基準は、当該の軸の地域区分における景観形成基準を意味し、軸が含まれる地域区分の景観形成基準と合わせて適用される。

出典：「伊那市景観計画」(平成 26 年 2 月 伊那市建設部都市整備課)

図 4.2.7-13 景観計画における指定状況



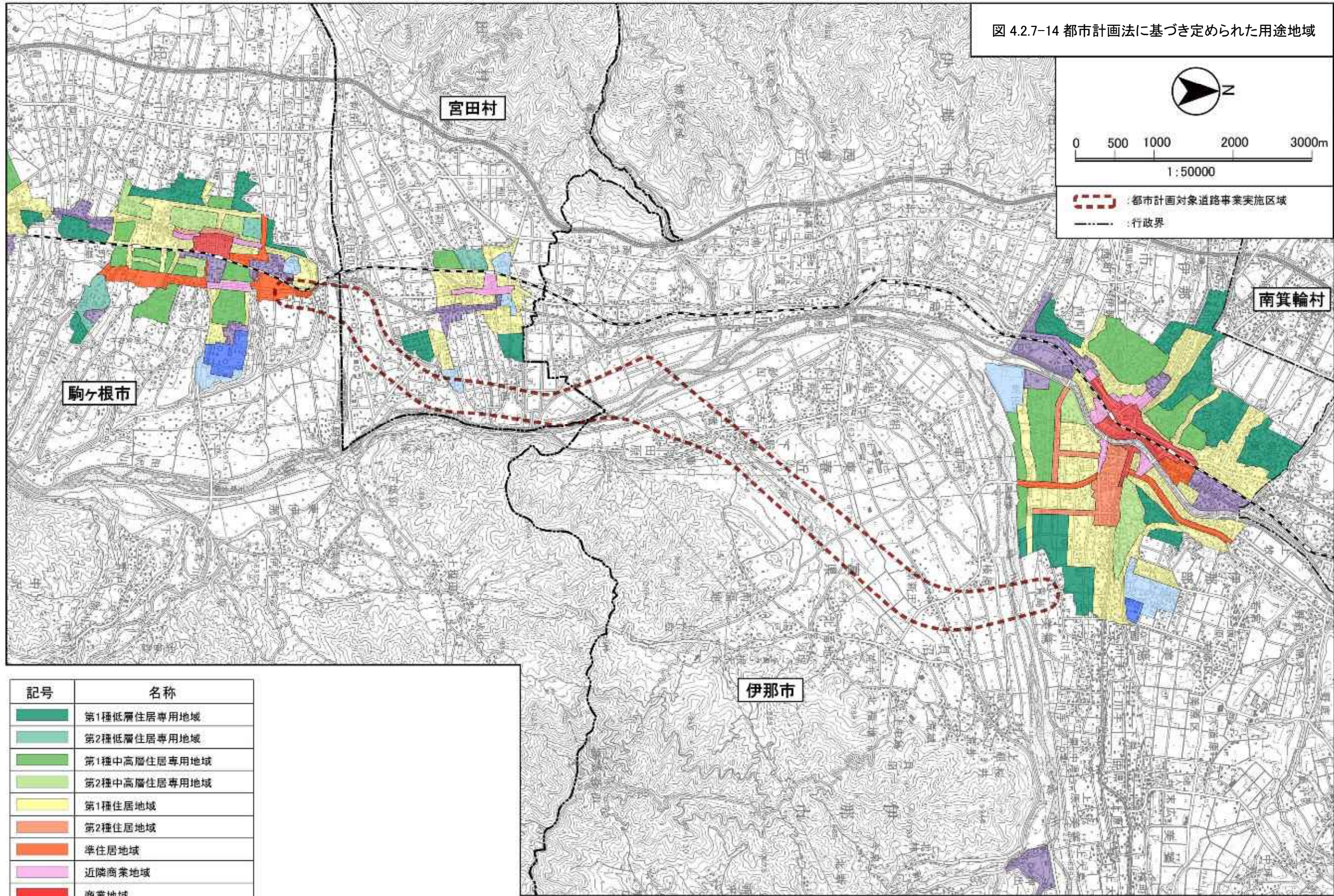
長野県景観育成計画				
	景観計画区域			
駒ヶ根市景観計画				
	景観計画区域	景観計画区域の区分		観光・田園地域
				周辺田園・河岸段丘地域
				市街地地域
				中山間地域
		景観育成重点地区		
伊那市景観計画				
	景観計画区域	景観計画区域の地域区分(面)		市街地
				田園
		景観計画区域の地域区分(軸)		山地・森林
				沿道(点線は計画)
				河川
				河岸段丘
		景観育成住民協定地区		

出典:「長野県景観育成計画」(平成17年12月 長野県)  
 「駒ヶ根市景観計画」(平成25年6月 駒ヶ根市)  
 「伊那市景観計画」(平成28年2月 伊那市建設部都市整備課)

### 33) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

調査対象地域には、「都市計画法」（昭和43年6月15日 法律第100号）第五条第一項に基づく都市計画区域が指定されており、同法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域がある。用途地域の指定位置を図4.2.7-14（P217）に示す。

図 4.2.7-14 都市計画法に基づき定められた用途地域



記号	名称
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

出典：「駒ヶ根都市計画図」(平成26年4月 駒ヶ根市)  
 「宮田村都市計画図」(平成20年10月 宮田村)  
 「伊那都市計画図」(平成25年4月 伊那市)  
 「伊那(高遠)都市計画図」(平成8年1月 高遠町)

**34) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況(策定の時期、計画の時期、計画の目標値等)**

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第十七条に規定する公害防止計画はない。

**35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画(「歴史的風致維持向上計画」)**

調査区域には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年5月23日 法律第40号)第五条第一項の規定に基づき策定された歴史的風致維持向上計画はない。

**36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況**

**(1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域**

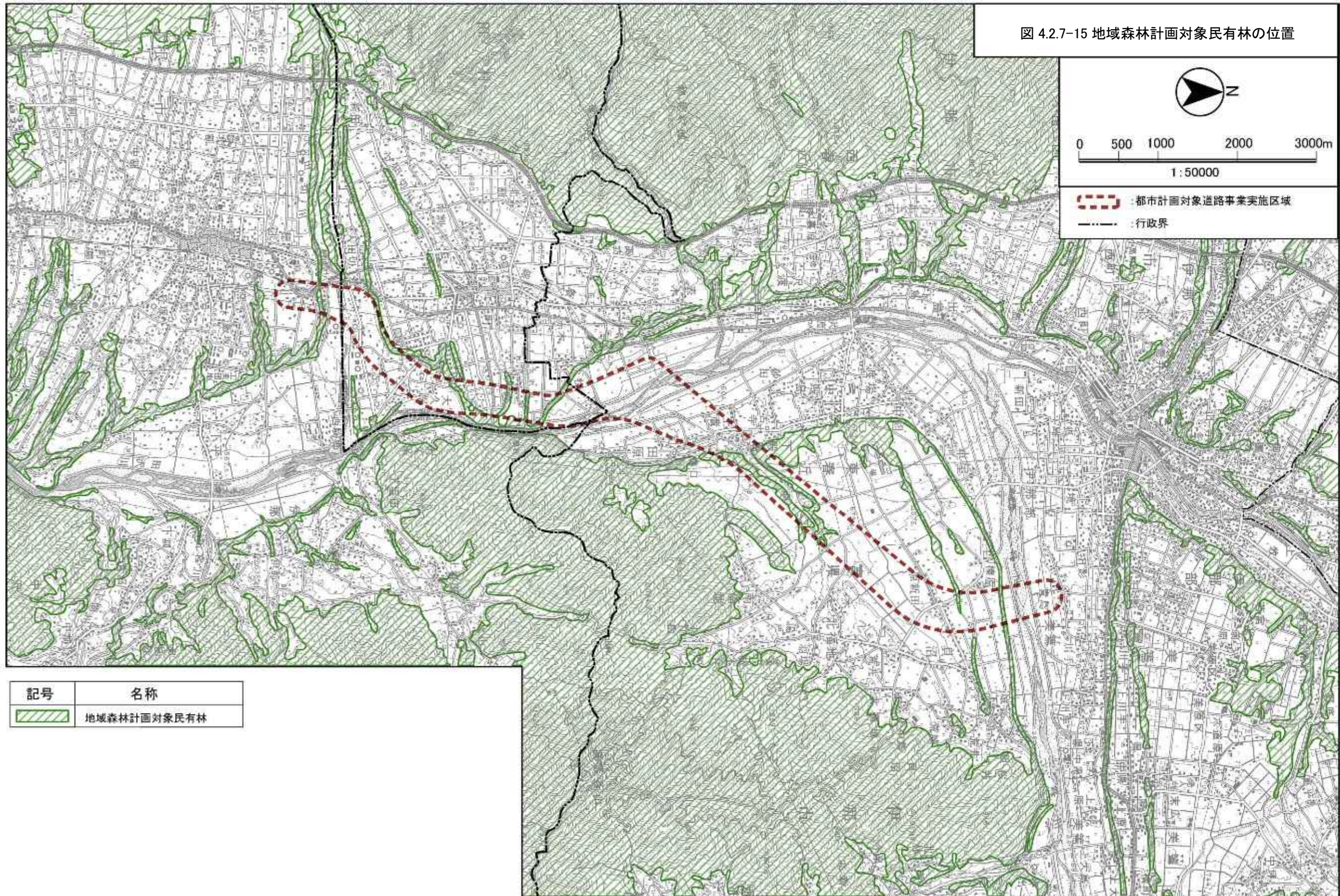
調査区域には、「保護林の再編・拡充について」(平成元年4月11日付け 元林野経第25号林野庁長官通達)により指定された保護林はない。

**(2) 森林法第五条の規定により定められた地域森林計画の対象民有林の状況**

調査区域には、「森林法」(昭和26年6月26日 法律第249号)による地域森林計画により、上伊那地方事務所林務課が所管する地域森林計画対象民有林がある。地域森林計画対象を図4.2.7-15(P219)に示す。



図 4.2.7-15 地域森林計画対象民有林の位置



出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(平成28年1月確認 国土交通省国土政策局総合計画課HP)

**(3) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域**

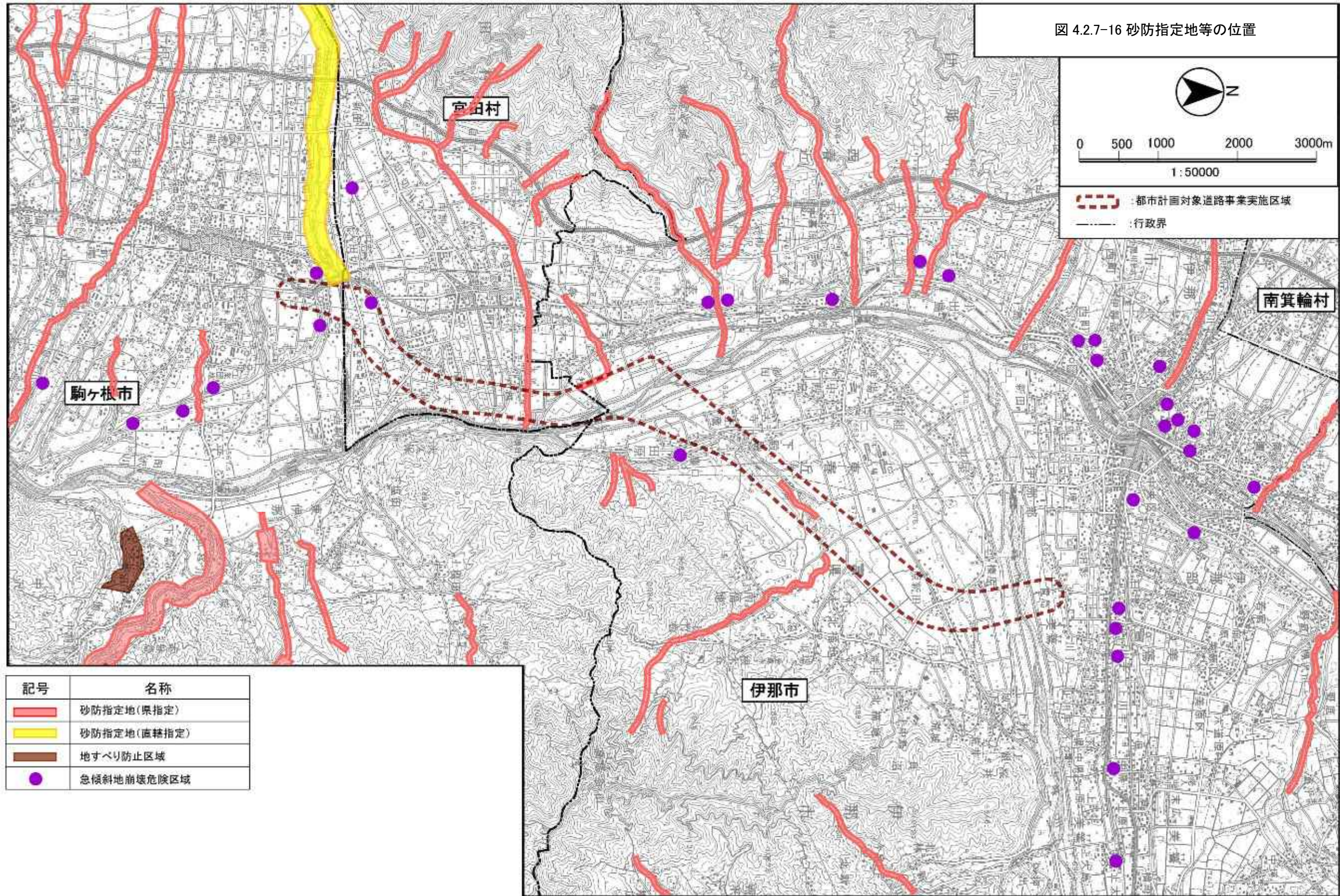
調査区域には、長野県、駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の条例等で自然環境の保全を目的として指定された区域はない。

**(4) 砂防法第二条、地すべり等防止法第三条第一項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定された土地及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**

調査区域には、「砂防法」（明治30年3月30日 法律第29号）第二条の規定により指定された土地（以下、「砂防指定地」とする。）、「地すべり等防止法」（昭和33年3月31日 法律第30号）第三条第一項の地すべり防止区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日 法律第57号）第三条第一項に基づく急傾斜地崩壊危険区域がある。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日 法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域がある。砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の状況を図4.2.7-16（P221）に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の位置を図4.2.7-17（P222）に示す。

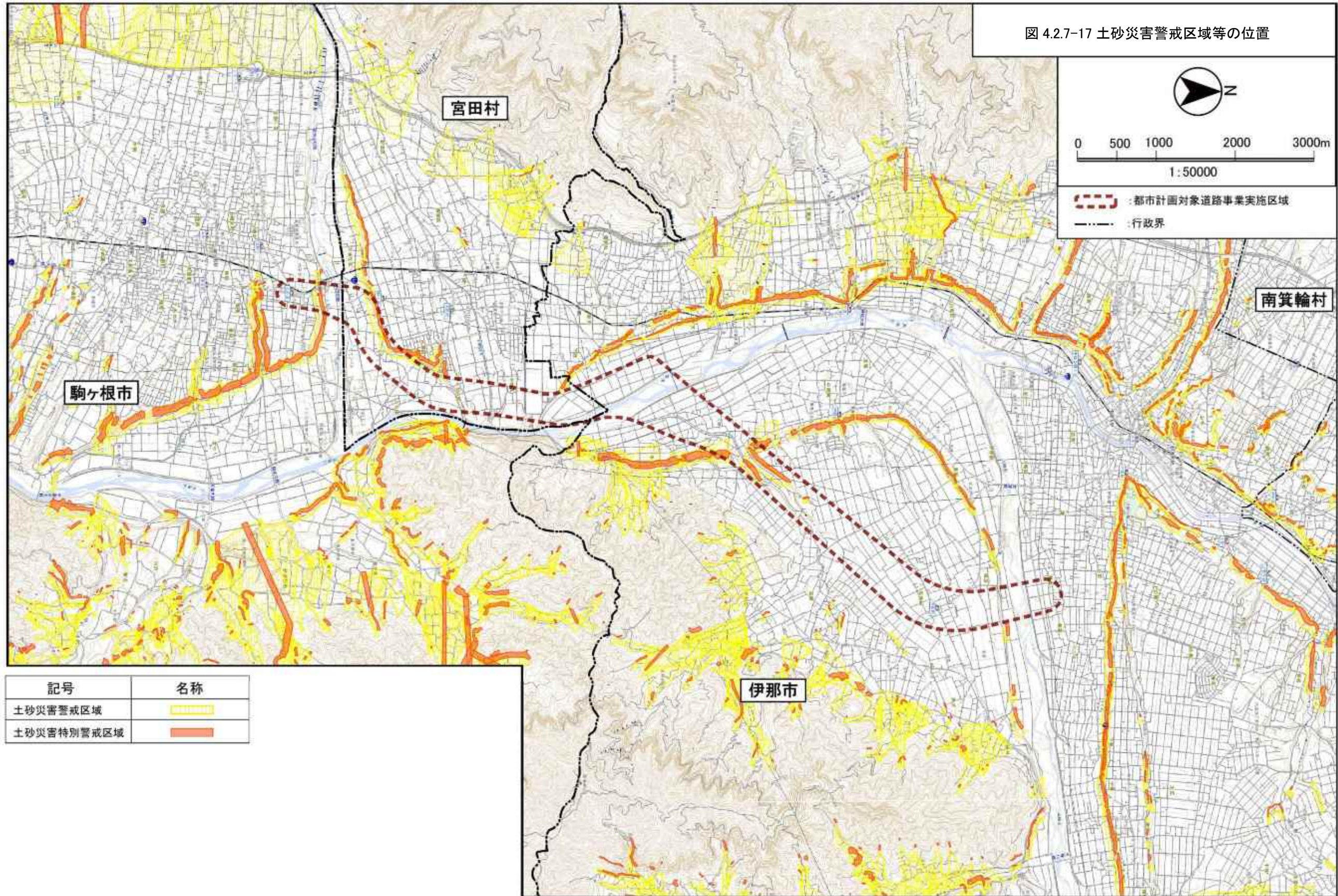
図 4.2.7-16 砂防指定地等の位置



記号	名称
	砂防指定地(県指定)
	砂防指定地(直轄指定)
	地すべり防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域

出典:「伊那建設事務所管内図」(平成27年3月 長野県伊那建設事務所)

図 4.2.7-17 土砂災害警戒区域等の位置

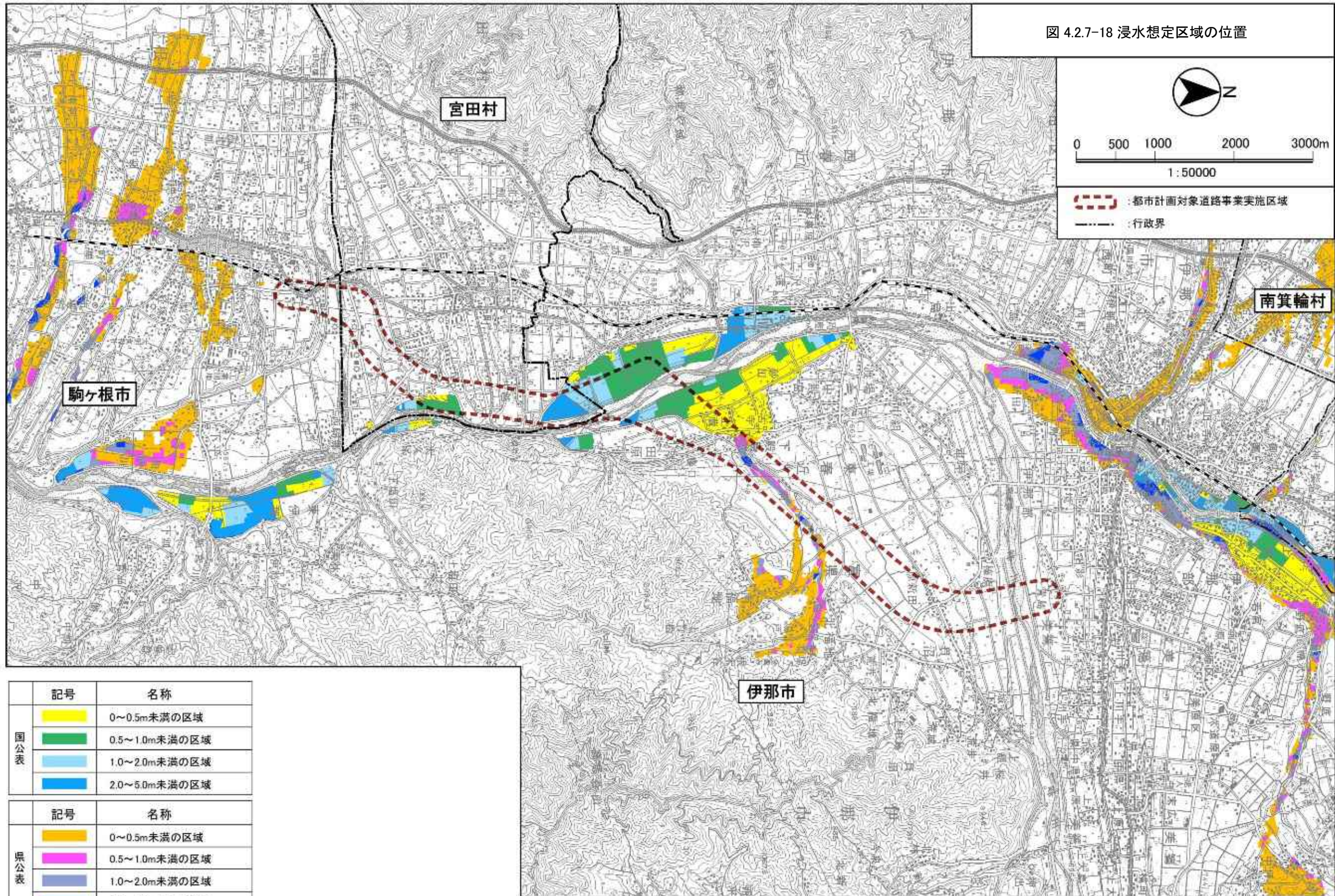


出典:「長野県統合型地理情報システム」(平成28年1月確認 長野県企画振興部情報政策課HP)

#### (5) 浸水想定区域

調査区域には、「水防法」（昭和 24 年 6 月 4 日 法律第 193 号）第十四条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、浸水想定区域が公表されている。浸水想定区域を図 4. 2. 7-18（P224）に示す。

図 4.2.7-18 浸水想定区域の位置



	記号	名称
国公表		0～0.5m未満の区域
		0.5～1.0m未満の区域
		1.0～2.0m未満の区域
		2.0～5.0m未満の区域
県公表		0～0.5m未満の区域
		0.5～1.0m未満の区域
		1.0～2.0m未満の区域
		2.0～5.0m未満の区域

出典：「天竜川水系天竜川(上流)浸水想定区域図」(駒ヶ根市)2-1(平成14年3月 国土交通省中部地方整備局天竜川上流工事事務所)  
 「天竜川水系天竜川(上流)浸水想定区域図」(駒ヶ根市)2-2(平成14年3月 国土交通省中部地方整備局天竜川上流工事事務所)  
 「天竜川水系天竜川(上流)浸水想定区域図」(宮田村)(平成14年3月 国土交通省中部地方整備局天竜川上流工事事務所)  
 「天竜川水系天竜川(上流)浸水想定区域図」(伊那市)(平成14年3月 国土交通省中部地方整備局天竜川上流工事事務所)  
 「長野県が公表する浸水想定区域図」(平成25年6月 長野県建設部河川課)

### 37) 地域における計画・戦略・目標等

調査対象地域では、環境に関する計画や総合的な計画を策定し、大気質・騒音等の生活環境の保全、生物多様性、ふれあいの確保、多面的機能の発揮等の自然環境の保全を推進することを掲げている。国土交通省、長野県、駒ヶ根市、宮田村及び伊那市が策定したこれらの計画等を以下に示す。

#### (1) 国の計画・戦略・目標等

##### ① 天竜川水系河川整備計画（平成 21 年 7 月）

国土交通省中部地方整備局では、平成 21 年 7 月に「天竜川水系河川整備計画」を定めている。本計画は、整備目標に対して河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね 30 年を整備計画対象期間とし、国土交通大臣管理区間並びに本計画の目標達成に必要な瀬策を講じる必要がある指定区間及び流域として、天竜川及び三峰川を整備計画対象区域としている。河川整備計画の目標として、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は低減、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全及び総合的な土砂の管理を示し、それぞれの整備の実施に関する対策が示されている。

## (2) 長野県の計画・戦略・目標等

### ① 第三次長野県環境基本計画〔平成 25 年度～平成 29 年度〕（平成 25 年 2 月）

長野県では、平成 8 年 3 月 25 日に「長野県環境基本条例」（長野県条例第 13 号）を制定し、この条例に基づき環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「長野県環境基本計画」を平成 9 年に策定している。更に、時節の環境問題に対応するため、計画の改訂を行っている。現在、計画期間を平成 25 年度～平成 29 年度に設定した「第三次長野県環境基本計画」を平成 25 年 2 月に策定している。

本計画は、基本テーマの『参加と連携で気づく 豊かな環境・持続可能な信州』を目指して、水・大気環境の保全、自然環境の保全などの分野ごとに、将来像、実施施策、目標を定めている。第三次長野県環境基本計画の趣旨及び施策の範囲を表 4.2.7-37 に示す。

表 4.2.7-37 計画の趣旨及び施策の範囲(第三次長野県環境基本計画)

<p>■環境基本計画の趣旨</p> <p>長期的な長野県の環境の将来像を示し、その実現のために必要な今後 5 年間の施策とその中でも特に重点的に実施する施策を位置付け、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、本件の優れた環境を保全していくことを目指す。</p>
<p>■施策の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全活動、環境教育並びに協働取組の推進に関すること。</li><li>・地球温暖化対策・環境エネルギー政策に関すること。</li><li>・廃棄物の発生抑制や適正処理、資源の循環利用などに関すること。</li><li>・水資源・水環境の保全や大気汚染の防止など、生活環境の保全に関すること。</li><li>・自然環境と生物多様性の保全及び持続可能な利用に関すること。</li></ul>

### ② 長野県総合 5 か年計画 2013～しあわせ信州創造プラン～（平成 25 年 4 月）

長野県では、直面する課題に向き合い、長野県の将来像をめざして確かな一歩を踏み出す県政運営の基本となる総合計画を平成 25 年 4 月に策定し、県の将来像を県民と共に一緒に創りあげるための方向性や方策を明らかにしている。

本計画は、基本目標を『確かな暮らしが営まれる美しい信州』とし、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間の計画期間に目指す『未来の信州』の姿を 5 つ示している。将来像の実現に向けて、今後 5 年間の政策推進の基本方針を 3 つ定め、方針ごとに先駆的で先導的な取組を行う施策や県内の各地域がめざす方向とその方策などを示している。

調査区域が位置する上伊那地域では、地域がめざす方向を『二つのアルプスに抱かれて紡ぐ文化と産業が息づくいのちとくらし』とし、5 つの地域プロジェクトを示している。



③ 駒ヶ根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 [駒ヶ根市、宮田村]

(平成 24 年 3 月)

長野県では、平成 16 年 3 月に策定したマスタープランについて、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号) 第六条の規定に基づく「都市計画に関する基礎調査」(平成 19 年度実施)の結果等を踏まえ、平成 24 年 3 月に「駒ヶ根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として変更している。

本計画は、長野県が策定したマスタープランに基づくもので、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めている。

なお、当該都市計画区域は、区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として『区域区分は定めない』としている。駒ヶ根都市計画の内容を表 4.2.7-38 に示す。

表 4.2.7-38 計画の内容(駒ヶ根都市計画)

都市計画区域の名称		駒ヶ根都市計画区域
対象市町村		駒ヶ根市、上伊那郡宮田村
範囲		駒ヶ根市の一部、上伊那郡宮田村の一部
目標年次		都市計画の基本的な方向：平成 42 年 都市施設などの整備目標：平成 32 年(中間年：平成 27 年)
都市づくりの基本理念	上伊那圏域	「伊那谷らしさを未来へ」 ～自然・生活・産業が調和した広域連携による快適生活圏づくり～
	駒ヶ根都市計画区域の将来像	「人と自然にやさしいはつらつとした文化公園都市」
		「豊かな人文・住みよい宮田」 ～人と自然にやさしい創造の宮田～

④ 伊那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔伊那市、南箕輪村〕

(平成 24 年 3 月)

長野県では、平成 16 年 3 月に策定したマスタープランを、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号) 第六条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査(平成 19 年度実施)の結果等を踏まえ、平成 24 年 3 月に変更している。

本計画は、長野県が策定したマスタープランに基づくもので、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めている。

なお、当該都市計画区域は、区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として『区域区分は定めない』としている。伊那都市計画の内容を表 4.2.7-39 に示す。

表 4.2.7-39 計画の内容(伊那都市計画)

都市計画区域の名称		伊那都市計画区域
対象市町村		伊那市、上伊那郡南箕輪村
範囲		伊那市の一部、上伊那郡南箕輪村の一部
目標年次		都市計画の基本的な方向：平成 42 年 都市施設などの整備目標：平成 32 年(中間年：平成 27 年)
都市づくりの 基本理念	上伊那圏域	「伊那谷らしさを未来へ」 ～自然・生活・産業が調和した広域連携による快適生活圏づくり～
	伊那都市計画 区域の将来像	二つのアルプスに抱かれた自然共生都市
		人と自然が響き合う安らぎのむら

⑤ 生物多様性ながの県戦略(平成 24 年 2 月)

長野県では、「生物多様性基本法」第十三条に定める生物多様性地域戦略として生物多様性ながの県戦略を定め、長野県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画を策定している。

本計画は、長野県の生物多様性のあるべき姿(40 年後のビジョン)を『人と自然が共生する信州』と定め、その実現に向けた今後 10 年間の行動規範、施策、推進体制などの行動計画や直面している課題に対応ための重点施策などを示している。

#### ⑥ 天竜川水系伊那圏域河川整備計画（平成 24 年 11 月）

長野県では、「河川法」（昭和 39 年 7 月 10 日 法律第 167 号）第十六条の二に基づき、河川整備計画を策定し、計画の縦覧、公述の申出及び住民公聴会など地域住民等の意見を反映させるための手続きが示されている。また、地形や地域特性から天竜川水系の流域を諏訪圏域・伊那圏域・飯田圏域の 3 圏域に区分し、個々に河川整備計画を策定しており、対象道路事業は、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村と岡谷市、塩尻市の一部を含む 4 市 3 町 3 村で構成される『伊那圏域』が対象となる。

本計画は、計画対象期間を今後 20 年間又は概ね 30 年間とし、長野県が管理する天竜川水系に属する一級河川を対象に、河川整備計画の目標を定めている。目標を実現させるために計画的に河川整備を行う天竜川、小沢川、駒沢川では、施工場所と整備内容を具体的に記しているほか、河川の維持管理の目的・種類・施行場所や河川情報の提供などの地域や関係機関との連携等の図り方などが示されている。

### (3) 駒ヶ根市の計画・戦略・目標等

#### ① 駒ヶ根市第2次環境基本計画〔平成20年度～平成29年度〕（平成20年6月）

駒ヶ根市では、目指すべき4つの環境を柱にした「駒ヶ根市第1次環境基本計画」を平成9年3月に策定し、推進してきた。現計画である駒ヶ根市第2次環境基本計画は、市をとりまく時節の問題・課題に対応し、市が目指す環境の望ましい将来像を明らかにすると共に、協働して取り組んでいく『道しるべ』とするため、より実効性のある計画として、平成20年6月に策定された。

本計画は、基準年度を平成18年度に、目標年度を平成20年度～平成29年度に設定し、将来像を『空青く 水清く 緑深く ふたつのアルプスと子どもたちに やさしい風が吹く まち 駒ヶ根市』と定めている。将来像を実現するため、6つの基本方針とそれぞれの長期目標を掲げ、目標達成に向けての具体的な取組みや数値目標等を示している。

#### ② 駒ヶ根市第4次総合計画（平成26年4月）

駒ヶ根市では、市民と行政がともにめざすべき都市像を掲げ、その実現に必要な今後の10年間の政策を総合的かつ体系的にまとめたまちづくりの基本計画を平成26年4月に策定している。

本計画は、平成26年度～平成35年度に駒ヶ根市が目指す『将来都市像（愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市）』及びその実現のための『まちづくり目標（ともに創ろう！笑顔あふれるまち 駒ヶ根）』を基本構想として定め、基本構想を実現するための7つ施策の基本的な方針や特に重点的に取り組む5つの施策（重点プロジェクト）を基本計画で示し、それらの施策を実現するための具体的な事業等の実施計画を示している。

#### ③ 駒ヶ根市都市計画マスタープラン（平成26年6月）

駒ヶ根市では、都市計画の基本的な方針を示した「駒ヶ根市都市計画マスタープラン」を策定している。現計画は平成13年に策定した計画を基に「駒ヶ根市第4次総合計画」に即した見直しによる改定が平成26年6月に行われており、平成45年度を目標年次として関連する諸計画の施策や見直し内容が反映されている。

本計画は、将来の都市像を『愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市 ～ともに創ろう！笑顔あふれるまち駒ヶ根～』として、農業・商業・産業の振興による地域活力の維持向上とともに、市の貴重な財産である豊かな自然環境と良好な都市環境との調和を図りながら、都市機能の集約などによる、環境負荷が少ない、都市経営コストを意識した都市の再構築に向けた方針を掲げており、土地利用の方針、都市施設の整備方針や地区別の将来構想などを示している。

#### (4) 宮田村の計画・戦略・目標等

##### ① 宮田村環境基本計画(第2次計画) (平成20年3月)

宮田村では、平成14年に「宮田村環境基本計画」(第1次計画)を策定している。その後、各種法体系の整備、地球温暖化の進行など環境を取り巻く状況変化に伴って計画の見直しを行い、「宮田村環境基本計画」(第2次計画)を平成20年3月に策定している。

本計画は、「宮田村環境保全条例」(平成13年3月16日 宮田村条例第1号)の4つの基本理念実現を目的に、むらづくりの基本目標『人と自然にやさしい創造のみやだ』を目指したもので、5つの基本目標を定めて基本目標の達成に向けたそれぞれの施策ごとに取組内容(行動方針)などを示している。

##### ② 宮田村第5次総合計画後期基本計画(平成28年3月)

宮田村では、昭和45年に「第1次総合開発計画」を策定し、現在平成23年3月に策定された「宮田村第5次総合計画」で総合的・計画的な行政運営を行っている。宮田村第5次総合計画後期基本計画は、平成28年3月に、昨今の村の現状と課題を的確に把握し、住民のニーズに努めて策定されている。

後期基本計画は、計画期間を平成28年度～平成32年度の5年間とし、村の将来像を『豊かな人文・住みよい宮田』に、村づくりの基本目標を『人と自然にやさしい創造のみやだ』と掲げている。将来像を実現するための8つの柱を定め、それぞれの柱ごとに主要な施策を示している。

##### ③ 宮田村都市計画マスタープラン(平成14年)

宮田村では、「宮田村第4次総合計画」及び「国土利用計画宮田村計画」の上位計画を基本に、地域毎のまちづくりの方針を定めた宮田村都市計画マスタープランを平成14年に策定し、都市計画事業に取り組んでいる。

本計画は、平成14年度を初年度に目標年度を平成33年度と設定し、概ね20年の計画期間を見込んだ『まちづくりの長期的な方向』を示し、中心市街地や歴史的建造物などの方針を示している。

## (5) 伊那市の計画・戦略・目標等

### ① 伊那市環境基本計画<中間見直し版> (平成 27 年 4 月)

伊那市では、「伊那市環境保全条例」(平成 18 年 3 月 31 日 伊那市条例第 63 号)を具体的な施策として展開していくため、市民・事業者・学校・市が積極的に参加・協力し、率先して環境の保全を実行していくことを目的に、「伊那市環境基本計画」を平成 21 年 3 月に策定している。伊那市環境基本計画<中間見直し版>は、平成 20 年 6 月に社会情勢の変化等を加味して計画の見直しを行ったものである。

本計画は、目標年次を平成 31 年度に設定し、『二つのアルプスに抱かれた自然共生都市』を将来像として定めている。『みんなで環境にやさしく住みやすい伊那市を築いていこう!』をスローガンに、『自然環境や景観の保全、ごみの減量と資源化、地球温暖化対策、環境教育の推進と協働』を軸とした 4 つの基本方針に掲げ、基本方針ごとに目標や施策を示しているほか、計画を推進するための主体と役割などを示している。

### ② 第 1 次伊那市総合計画【後期基本計画】 (平成 26 年 3 月)

伊那市では、社会・経済情勢の変化を受け、前期基本計画で取組んできた施策の成果と課題を検証し、市の特性を活かしたまちづくりを更に推進するため、「第 1 次伊那市総合計画後期基本計画」を平成 26 年 3 月に策定している。

本計画は、平成 21 年度～平成 30 年度の基本構想期間に目指す『地域社会の将来像(二つのアルプスに抱かれた自然共生都市)』やその将来像を実現するための『基本的な 7 つ施策の大綱』などを基本構想で定めている。基本構想で定めた施策の大綱を実現するための実効性を目指した基本計画において、適切な指針や数値目標を設定して平成 26 年度～平成 30 年度に行う主要な施策の内容を示している。

### ③ 伊那市都市計画マスタープラン (平成 21 年 3 月)

伊那市では、「伊那市総合計画」や「伊那市土地利用計画」などの上位計画等を踏まえて、都市計画や都市整備におけるまちづくりの方針等を取りまとめた伊那市都市計画マスタープランを平成 21 年 3 月に策定し、『歴史と文化を大切にし、人と自然にやさしく環境と調和する活力に満ちた都市』を目指している。

本計画は、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすもので、目標年次を平成 30 年度に設定して、市の将来像や都市づくりの目標を明らかにし、地域ごとのまちづくりの方針などを定め、計画実現化に向けた方策を示している。

#### 4.2.8 その他の事項

##### 1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業で対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下「建設副産物」という。）のことを指し、建設工事に伴い副次的に得られる物品で、再生資源（建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含む。廃棄物等に係る関係法令等の概要を以下に記す。

##### (1) 「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日 法律第 110 号)

本法は「廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される、形成すべき循環型社会の姿を明確に提示したものである。廃棄物の処理の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確に示している。また、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定することを定めているほか、循環型社会の形成のための国の施策を明示している。

##### (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号)

本法は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的にしている。一般廃棄物と産業廃棄物の処理等に係る手続きや行為事項を定めているほか、廃棄物の定義、国民、事業者、国、地方公共団体の責務等を示している。建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として本法に従い適正に処理を行うことになる。

##### (3) 「資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)」(平成 3 年 4 月 26 日 法律第 48 号) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」

(平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号)

リサイクル法は、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日 法律第 110 号）で示されている 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するための方策が規定されており、再利用促進製品や再資源化製品などの指定に係る事項等を定めている。建設リサイクル法は、特定の建設資材における再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保、廃棄物の適正な処理を図ることなどを目的に、『分別解体等の実施、再資源化等の実施』に係る事項が規定されているほか、解体工事業の登録等に係る事項などを定めている。建設副産物のうち、再生資源については、法の規則等に従ってリサイクル又は再利用を行うこととなる。原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）はリサイクル処理、そのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再利用処理となる。

(4) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」

(平成 12 年 5 月 31 日 法律第 100 号)

本法は「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日 法律第 110 号)の個別法の一つで、循環型社会の形成のためには、『再生品等の供給面の取組』に加え、『需要面からの取組』が重要であるという観点から制定されている。国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進することと、持続的発展が可能な社会の構築を推進することに係る事項が規定されており、国等の各機関の取組に関することや地方公共団体、事業者及び国民の責務などを定めている。

(5) 「長野県廃棄物処理計画(第三期)」(平成 23 年 2 月 長野県環境部)

長野県では、「廃棄物処理法」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号)に基づいて策定した「長野県廃棄物処理計画(第三期)」を公表している。本計画は平成 23 年度からの 5 年間を対象に、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及びその適正処理の確保などに係る数値目標や施策、取組などを定めている。なお、平成 28 年度から第 4 期計画については、現在、長野県環境審議会に諮問し、パブリックコメント等を実施し、策定に向けた対応を進めている。

2) 廃棄物等の再利用・処理技術の計画

廃棄物等の計画のうち再利用及び処理技術に関する計画として、環境物品等の調達に関する内容、建設リサイクルの推進に関する内容及び長野県建設リサイクル推進指針の概要を以下に示す。また、建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れを図 4.2.8-1 (P234) に示す。

(1) 環境物品等の調達

国等の各機関では、グリーン購入法第六条第一項の規定に基づき、年度毎に環境物品等の調達の推進に関する基本方針を策定し、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等を定め、積極的に調達するとしている。「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(平成 27 年国土交通省)によると、公共工事については、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、資材、建設機械、工法及び目的を設定し、その中で環境物品等の調達を積極的に推進している。



## (2) 建設リサイクルの推進

国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきている。

長野県では、平成 14 年に「長野県建設リサイクル推進指針」を定め、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するための方策、再生建設資材等の利用を促進するための方策、公共工事における建設リサイクルの推進や官民一体となった取組みの推進に係る具体的施策などを示している。また、平成 23 年に「長野県廃棄物処理計画（第三期）」を策定し、産業廃棄物についても平成 23 年から 5 年間の総排出量やリサイクル量・最終処分量の数値目標や排出抑制・再資源化の総合的な取組などを定めている。

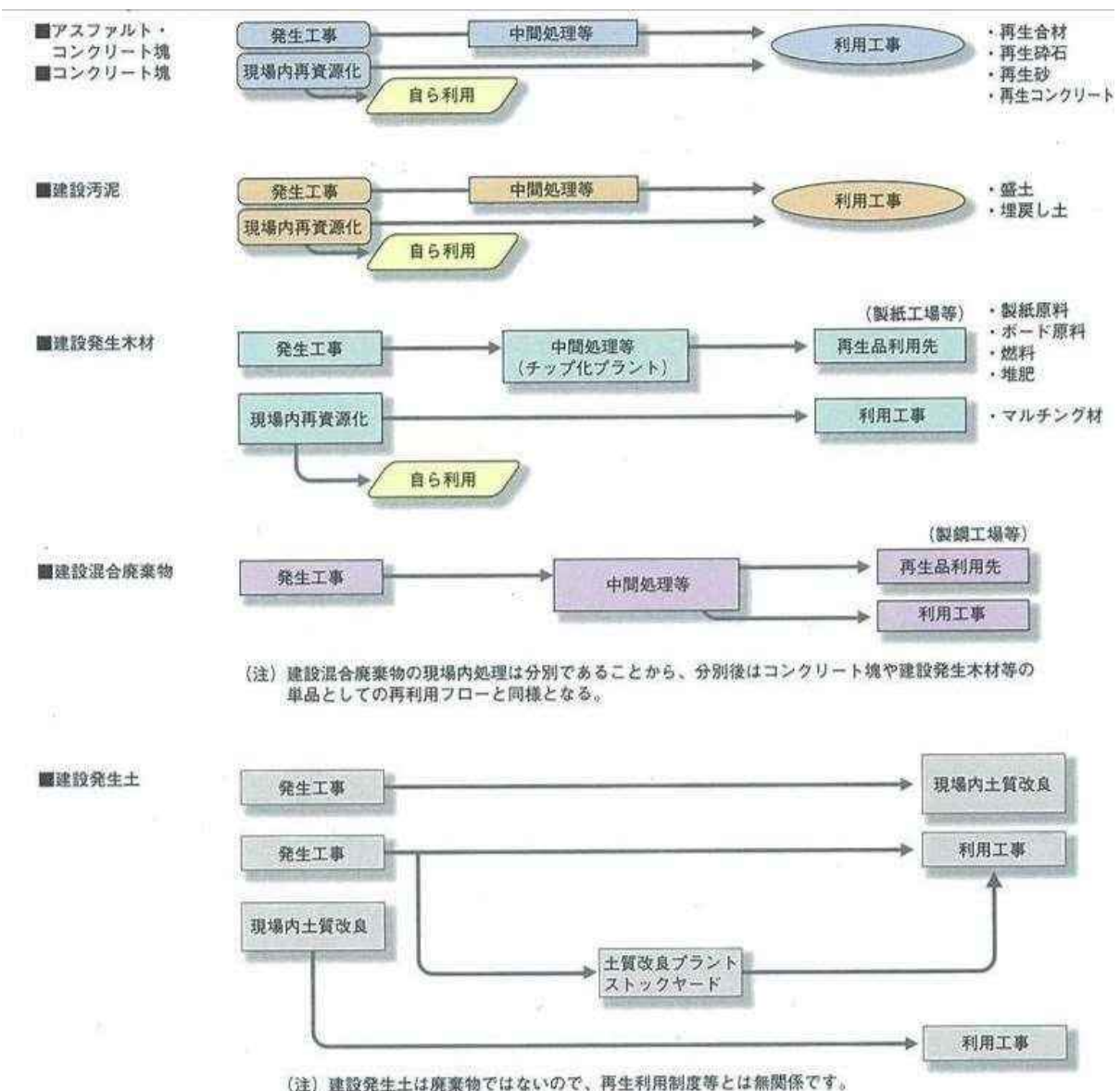


図 4.2.8-1 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ

出典:「よくわかる建設リサイクル 2014-15」(平成 26 年 11 月 建設副産物リサイクル広報推進会議)

### 3) 廃棄物等の再利用・処理技術の現況

平成 24 年度の長野県の建設副産物の再資源化等率は、96.3%と全国と同程度の状況であった。調査対象地域における産業廃棄物処理施設は、最終処分場はないが、中間処理施設が駒ヶ根市に 9 施設、宮田村に 5 施設、伊那市に 31 施設所在する。建設副産物の再資源化等率を表 4.2.8-1 に、産業廃棄物処理施設を表 4.2.8-2 に示す。

表 4.2.8-1 建設副産物の再資源化等率(平成 24 年度実績)

品 目	発生量 (千 t)	
	再資源化等率 (%)	
	長野県	全国
建設副産物全体	1,367.8	74,841.9
	96.3	96.0
コンクリート塊	660.8	31,748.4
	99.7	99.3
アスファルト・ コンクリート塊	444.1	25,883.0
	99.7	99.5
建設発生木材 (伐木材、除根材等含む)	123.3	5,126.9
	94.4	94.4
建設汚泥	36.6	7,402.4
	69.3	85.0
建設混合廃棄物	50.5	2,795.4
	53.5	58.2
その他	52.5	1,885.8
	89.1	91.6

注：再資源化等率は排出量ベースで縮減量を含む。

出典：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」(平成 26 年 3 月 27 日 国土交通省総合政策局 HP)

表 4.2.8-2 産業廃棄物処理施設

市町村名	中間処理施設 <sup>※1</sup>								最終 処分場 <sup>※2</sup>
	破碎	切断	圧縮	破碎、 切断	圧縮、 切断	溶融固 化	その他 (焼却、蒸 留、堆肥)	計	
駒ヶ根市	3	3	3	0	0	0	0	9	0
宮田村	2	0	2	1	0	0	0	5	0
伊那市	13	3	8	0	1	2	4	31	0
計	18	6	10	1	1	2	4	45	0

※1：中間処理施設は、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の業施設数を示す。

※2：最終処分場は、産業廃棄物処分場及び特別管理産業廃棄物処分場の施設数を示す。

出典：「産業廃棄物処理業者名簿 産業廃棄物処分業（中間処理）[南信地区]」

(平成 28 年 1 月 25 日 長野県環境部資源循環推進課 HP)

「特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）」(平成 28 年 1 月 25 日 長野県環境部資源循環推進課 HP)

## 第 5 章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査・予測・評価の手法は、概ねの位置・規模を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とした。計画段階配慮事項に係る調査は、既存資料に基づき表 5.1 (P238) の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5.1 (P240) に調査の結果として記載した。予測では、表 5.2 (P239) に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握した。

選定された環境要素のルート毎の影響の程度は、表 5.2 (P239) に示すとおりで、道路整備を行う場合に、環境面において最も気を付けることが重要であると住民が考えている生活環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）については、天竜川沿いルートの方が現道活用ルートよりも影響を与える可能性が少ないと評価した。また、動物については天竜川沿いルートに多く含まれ、植物については天竜川沿いルートに、重要な史跡は現道活用ルートと天竜川沿いルートのルート帯に含まれ、環境に影響を与える可能性があると評価した。

そこで、道路の概略的な位置を決定する段階では、できる限り重要な動物種の生息地等や重要な植物（天然記念物）の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な史跡を避けて計画する。

なお、各評価項目について、回避が困難又は必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

表 5.1 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

評価項目	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質 騒音及び超低周波音、振動	・ 市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）※1※5	既存資料	市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）と複数案の位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
動物	重要な種の生息地 ・ 重要な動物※2	既存資料	重要な動物の生息地と複数案の位置関係を把握	事業実施想定区域に含まれるか否かの状況を整理・比較
植物	重要な種・群落の生育地 ・ 重要な植物（天然記念物）※3	既存資料	重要な植物（天然記念物）と複数案の位置関係を把握	事業実施想定区域に含まれるか否かの状況を整理・比較
生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・ 都市公園※1 ・ 自然公園※4	既存資料	都市公園及び自然公園と複数案の位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

（参考）関連する調査項目

重要な史跡	・ 重要な史跡※3	既存資料	重要な史跡と複数案の位置関係を把握	事業実施想定区域に含まれるか否かの状況を整理・比較
-------	-----------	------	-------------------	---------------------------

※1：市街地・集落及び都市公園の既存資料：駒ヶ根都市計画図、宮田村都市計画図、伊那都市計画図

※2：重要な動物の既存資料：駒ヶ根市誌、伊那市史、河川水辺の国勢調査、ハッチョウトンボを育む会ホームページ、ミヤマシジミ研究会パンフレット

※3：天然記念物及び重要な史跡の既存資料：駒ヶ根市指定文化財一覧、こまがね自然文化マップ、宮田村文化財マップ、宮田村の文化財一覧表、伊那市統計書

※4：自然公園は、事業実施想定区域及びその周辺に存在していない。

※5：DID地区：人口集中地区。国勢調査の基本単位区を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域。

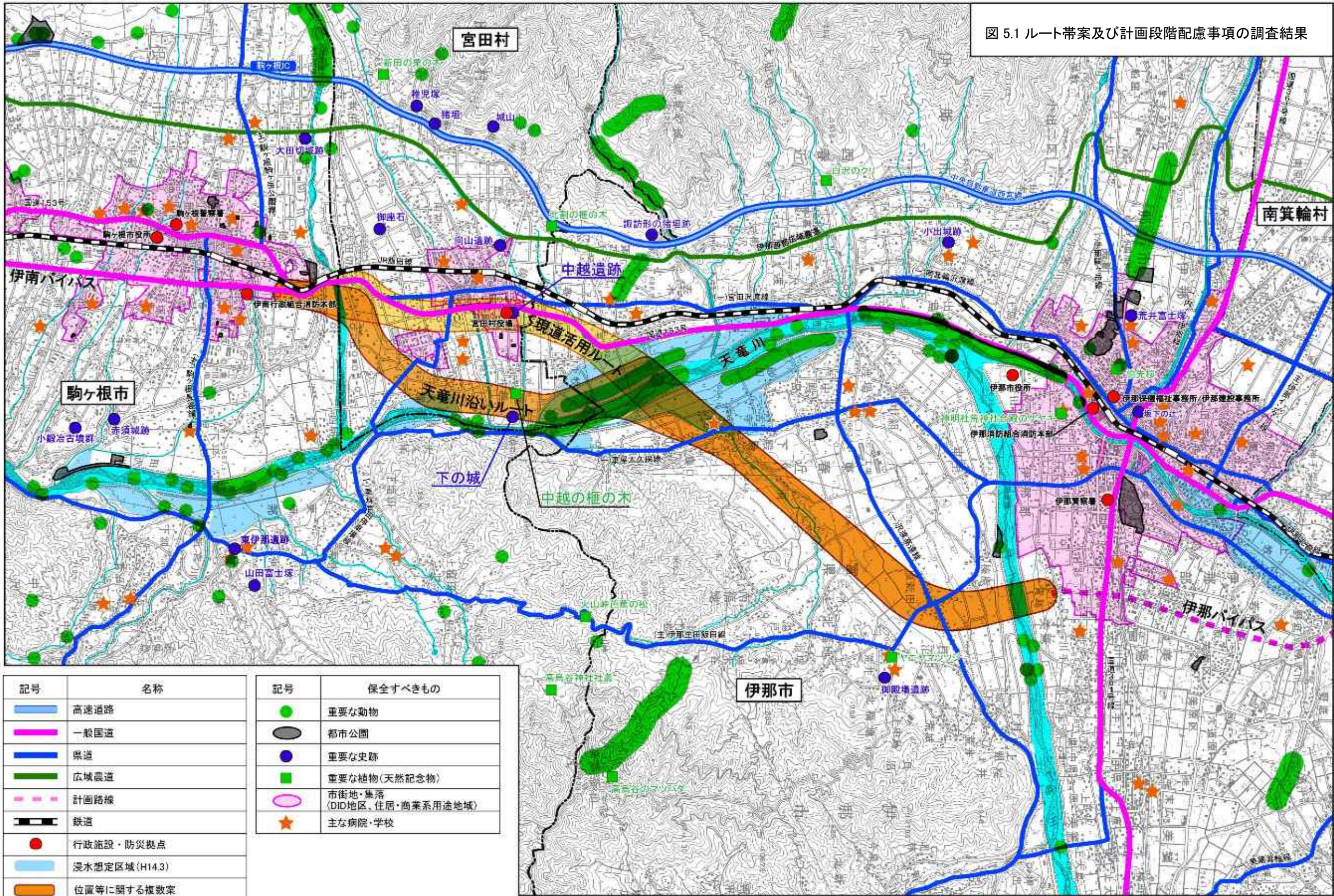
表 5.2 案ごとに選定された環境要素の影響の程度

評価項目	現道活用ルート	天竜川沿いルート
大気質、騒音、超低周波音及び振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）を通過するものと予測する。</li> <li>・市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）の大気質に影響を与える可能性があるとして評価する。</li> <li>・騒音及び超低周波音、振動により、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）へ影響を与える可能性があるとして評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）を概ね回避するものと予測する。</li> <li>・市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）の大気質に影響を与える可能性はあるが、現道活用ルートよりも小さいと評価する。</li> <li>・騒音及び超低周波音、振動により、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）へ影響を与える可能性はあるが、現道活用ルートよりも小さいと評価する。</li> </ul>
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過するものと予測する。</li> <li>・動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性はあるが、天竜川沿いルートよりも小さいと評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過するものと予測する。</li> <li>・動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、重要な植物（天然記念物）の生息地を概ね回避するものと予測する。</li> <li>・重要な植物（天然記念物）の生息地に影響を与える可能性はあるが、天竜川沿いルートよりも小さいと評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、重要な植物（天然記念物）の生息地のうち中越の榎の木を通過するものと予測する。</li> <li>・重要な植物（天然記念物）の生息地に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、都市公園及び自然公園を概ね回避するものと予測する。</li> <li>・生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、都市公園及び自然公園を概ね回避するものと予測する。</li> <li>・生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。</li> </ul>

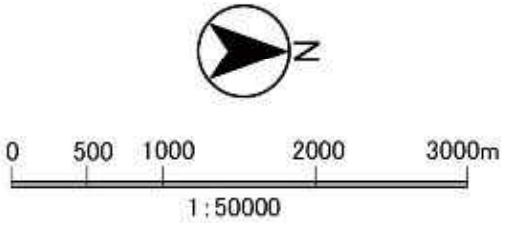
(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、重要な史跡のうち、中越遺跡を通過するものと予測する。</li> <li>・重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ルート帯は、重要な史跡のうち、下の城を通過するものと予測する。</li> <li>・重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>
-------	---	--

図 5.1 ルート帯案及び計画段階配慮事項の調査結果



行政施設・防災拠点：市役所、警察署、消防署、県合同庁舎  
 市街地・集落：第1種低層住居専用地域  
 第2種低層住居専用地域  
 第1種中高層住居専用地域  
 第2種中高層住居専用地域  
 第1種住居地域  
 第2種住居地域  
 準住居地域  
 近隣商業地域、商業地域  
 DID地区



## 第 6 章 配慮書に対する国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の六に基づく計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解を表6.1（P241～243）に示す。

表 6.1(1)国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
対象事業実施区域の設定	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の①～⑤の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市街地、集落</li> <li>② 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設等を含む）、住居</li> <li>③ 重要な動物の生息地、重要な植物の生育地</li> <li>④ 景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場、重要な史跡</li> <li>⑤ 駒ヶ根市景観計画「景観育成重点地区」、伊那市景観計画「景観育成住民協定地区」</li> </ul>	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減した。</p> <p>今後の詳細なルート及び構造の検討を踏まえて、都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮する。</p>
環境影響評価の項目の選定	<p>設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の意見の①～⑤の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定した。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定した。</p>

表 6.1(2)国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音	<p>本ルート帯及びその周辺の地域は、都市計画の住居専用地域及び住居地域に指定された住居環境を保全する地域並びに集落が存在し、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「保全対象」という。）が立地していることから、本事業の実施に伴う保全対象への自動車騒音及び排気ガスの影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、下記（i）及び（ii）に特に留意するとともに、方法書以降の手続きにおいては、保全対象の立地状況等を踏まえ、特に影響を受けるおそれのある保全対象への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。</p> <p>（i）天竜川右岸部について</p> <p>宮田村中心市街地付近の一般国道153号は約20,000台/日の現況交通量があり、沿道は都市計画の第一種住居地域に指定され保全対象が集中して立地している。このため、現道活用ルートは、天竜川沿いルートと比較して、現道拡幅に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、現道活用ルートの採用可否の判断に当たっては、保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。</p> <p>また、天竜川沿いルートを採用する場合においても、当該ルート帯及びその周辺の地域には集落等住居系の利用地域が存在しており、道路設置に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が生じるおそれがあることから、保全対象への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。</p> <p>（ii）天竜川左岸部について</p> <p>本ルート帯及びその周辺の地域には、集落等住居系の利用地域が存在しており、道路設置に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が生じるおそれがあることから、保全対象への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、学校や病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居に対する自動車騒音及び排気ガスの影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、保全対象への影響に配慮する。</p> <p>なお、都市計画対象道路事業実施区域は、交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルート（ルート帯B）に決定した。</p>
動物	<p>本ルート帯及びその周辺の地域には、ミヤマシジミ等希少な昆虫類、ギンブナ等希少な魚類、セッカ等希少な鳥類等重要な動物の生息地が確認されている。また、河岸段丘林が連続して分布しており、野生生物が重要な移動経路として利用している可能性が考えられる。このため、本事業の実施に伴うこれら重要な動物への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、生息地の改変及び水の濁りの抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、重要な動物の生息地や移動経路に対する影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、動物への影響に配慮する。</p>



表 6.1(3)国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
<p>景観、人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>本ルート帯及びその周辺の地域は、中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林等伊那谷特有の眺望景観を有し、人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。また、景観計画区域に指定され、良好な景観の形成が求められる地域である。このため、本事業の実施に伴うこれら眺望景観及び活動の場への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないよう配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、眺望点及び活動の場並びにそれらの利用状況を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、伊那谷特有の眺望景観や人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響及び景観計画区域に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、伊那谷特有の眺望景観や人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮する。</p>

## 第 7 章 配慮書に対する意見と都市計画決定権者の見解

### 7.1 配慮書に対する一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の七に基づく、計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見（配慮書縦覧期間中に提出された意見）の概要と都市計画決定権者の見解を表7.1（P244～245）に示す。

表 7.1(1)一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
都市計画対象道路事業の目的、経緯、内容	事業目的について、当該地域の実情を踏まえたものではないと考える。	事業目的及び複数案の選定経緯については、配慮書の「第一種事業の目的及び内容」及び本書第3章に記載した。
	事業計画の経緯についてのきちんとした説明や情報公開を行って欲しい。（複数案の設定理由の説明が不十分である。）	事業計画の策定にあたっては、より分かり易い図書の作成に努める。
	実態にあった適切な規模の道路構造に縮小するように求める。	基本となる道路幅員は 28m、車線数については、交通量推計より 4 車線としている。
	今後の環境影響評価の中での調査、予測、評価は問題の先送りである。	環境影響評価の各段階において適切な手続きを行うよう努める。
大気質、騒音、振動、超低周波音	「大気質、騒音、振動及び超低周波音」の評価が適切ではないので、現道活用ルートの方が優位と考える。	交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。
	宮田村天竜川沿いルート周辺の住居等の保全対象に配慮して欲しい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、保全対象への影響に配慮する。
地形、地質	中越区の段丘上に大きな切土が出現したり、大久保区及び大田切区に大きな盛土が出現したりするなど、地形を大きく変容させかねない。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、中越区の段丘や大久保地区及び大田切地区の改変に配慮する。
	「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」と接する区間が最短となるルートを選択すべき。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」に配慮する。

表 7.1(2)一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	<p>宮田村大久保地区では、長野県が希少種の指定を行った「ヘイケボタル」や「トノサマガエル」の確認例があるので、これら希少種に配慮して欲しい。</p>	<p>環境影響評価の手続きにおいて、大久保地区のヘイケボタル（環境省リスト：未該当、長野県リスト：準絶滅危惧）やトノサマガエル（環境省リスト：準絶滅危惧、長野県リスト：準絶滅危惧）及びその他の貴重種については、現地調査の中で確認し、必要に応じて予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、希少種への影響に配慮する。</p>
	<p>「生態系」の評価が適切ではないので、現道活用ルートの方が優位と考える。</p>	<p>交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。 今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生息・生育地への影響に配慮する。</p>
景観、人と自然との触れ合いの活動の場	<p>景観及び人と自然とのふれあいの活動への影響より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。</p>	<p>交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。</p>
	<p>景観、人と自然との触れ合いの活動の場を計画段階で取り上げて欲しい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮する。</p>
	<p>伊那谷における田切地形に高架の架かかっていない貴重な景観がある。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、高架の架かかっていない田切地形への影響に配慮する。</p>
	<p>宮田村で策定中の景観計画を入れて欲しい。</p>	<p>宮田村の景観計画が策定された段階で検討する。</p>
重要な史跡	<p>貴重な文化財である宮田村大久保地区の熊野社（熊野神社）に配慮した検討を行って欲しい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、熊野神社への影響に配慮する。</p>
その他	<p>宮田村のまちづくりに協力して欲しい。</p>	<p>今後の宮田村のまちづくりについては、県としても協力する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮田村が取り組んできたまちづくりの考え方、守ってきた自然環境より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。</li> <li>・事業目的の「災害に強い道路網の構築」より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。</li> <li>・事業費、維持管理費より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。</li> <li>・農地への影響より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。</li> </ul>	<p>交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。</p>

## 7.2 配慮書に対する関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解

計画段階環境配慮書についての長野県知事、駒ヶ根市長、宮田村長及び伊那市長の意見と都市計画決定権者の見解を表7.2-1～4（P246～250）に示す。

表 7.2-1 長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	方法書以降の図書の作成においては、事業に係る目的や複数案の絞込みの経過等について丁寧に記載し、より分かりやすい図書となるよう努めること。	事業目的及び複数案の選定経緯については、配慮書の「第一種事業の目的及び内容」及び本書第3章に記載した。 事業計画の策定にあたっては、より分かり易い図書の作成に努める。
地形・地質、 景観	重要な地形・地質として、天竜川右岸の河岸段丘及び新期断層が記載されているが、段丘崖は景観保全や緑地保全の観点からも重要であることから、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、段丘崖や新期断層等の地形・地質について、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、天竜川右岸の河岸段丘及び新期断層に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、地形・地質、景観への影響に配慮する。
動物、植物、 生態系	<p>事業実施想定区域及びその周辺区域は次の重要な動植物の生息地・生育地となっている可能性が高いため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。</p> <p>〈動物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昆虫類：ミヤマシジミ、スジグロチャバネセセリ、オオムラサキ</li> <li>・ 魚類：スナヤツメ、アカザ</li> <li>・ 両生類：ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル、アカハライモリ</li> <li>・ 鳥類：アカモズ、イカルチドリ、オオタカ、ハチクマ、ハヤブサ</li> </ul> <p>〈植物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カワラニガナ、ミチノクフクジュソウ、スズサイコ、キキョウ、ナガエミクリ、イトトリゲモ、ミズオオバコ</li> </ul> <p>河岸段丘林について野生動物の重要な移動ルートとして利用されている可能性が考えられるため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて利用状況の調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息地・生育地や移動経路に対する影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、重要な動植物の生息地・生育地や移動経路への影響に配慮する。</p>

表 7.2-2 駒ヶ根市長意見と都市計画決定権者の見解

駒ヶ根市長意見	都市計画決定権者の見解
<p>大気質、騒音、超低周波音及び振動について、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、環境保全上配慮すべき施設、集落等に配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、施設、集落等への影響に配慮する。</p>
<p>動物及び植物について、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、これらの生息・生育地に十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生息・生育地への影響に配慮する。</p>
<p>生態系について、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、生態系の保全上重要な自然環境に十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生態系の保全上重要な自然環境への影響に配慮する。</p>
<p>景観について、駒ヶ根市景観計画の区域に含まれていることから、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、景観に配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、景観への影響に配慮する。</p>

表 7.2-3(1)宮田村長意見と都市計画決定権者の見解

事業特性・ 地域特性の項目	宮田村長意見	都市計画決定権者の見解	
対象道路事業の工事 計画の概要	<p>新たな道路づくりは、宮田村の将来のむらづくりと密接な関係があると同時に、その影響は計り知れないことなどから、今後の事業推進に併せて宮田村のむらづくりに対する検討組織の立ち上げにあたっては長野県の積極的な協力と支援をお願いしたい。</p>	<p>今後の宮田村のむらづくりについては、県としても協力する。</p>	
	<p>詳細ルート・構造、アクセス道路の整備、工事における生活環境の変化等、地域住民の意見や要望を反映した工事計画としていただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、地域の意見に配慮する。</p>	
自然的 状況	<p>大気環境の状況</p>	<p>現道活用ルート、天竜川沿いルート双方とも、市街地及び集落を通過し、大気質、騒音等の影響が大きくなるおそれがあるので、詳細なルート・構造の検討にあたっては、大気環境（大気質・騒音・低周波・振動）について十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手續きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、市街地、集落等への影響に配慮する。</p>
	<p>水環境の状況</p>	<p>工事に伴い河川や水路等への雨水流出量の増加が懸念されること、現道活用ルート、天竜川沿いルートともに周辺で農業経営が行われていることから、河川、水路の流域をできる限り変更しないよう配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手續きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、水質、水象への影響に配慮する。</p>
	<p>景観及び人と自然との触れ合い活動の状況</p>	<p>現道活用ルート、天竜川沿いルート双方とも、宮田村を東西に分断する道路構造のなるおそれがあることから、詳細ルート・構造の検討にあたっては、地域コミュニティーを阻害しないよう十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、地域コミュニティーに配慮する。</p>
		<p>中央アルプス、南アルプスを眺望する宮田村の素晴らしい景観が保たれるよう、道路構造等の検討にあたっては十分に配慮いただきたい。</p> <p>天竜川沿いルートには、北の城跡が存在し、桜の景勝地ともなっているため、道路構造等の検討にあたっては十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手續きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、景観への影響に配慮する。</p>

表 7.2-3(2)宮田村長意見と都市計画決定権者の見解

事業特性・地域特性の項目		宮田村長意見	都市計画決定権者の見解
社会的状況	人口及び産業の状況	<p>現道活用ルート周辺は、人口密集地を形成しており、商業活動の拠点となっていること及び宮田村の基幹となる工場等が多数立地していることから、詳細ルート・アクセス道路検討にあたっては宮田村中心部への人の流れに十分配慮いただきたい。</p> <p>天竜川沿いルートについても、アクセス道路の整備状況によっては通過交通のみとなるおそれがあるので、詳細ルート・アクセス道路の検討にあたっては宮田村中心部への流入交通が減少しないよう配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、宮田村中心部への交通に配慮する。</p>
	土地利用の状況	<p>現道活用ルート、天竜川沿いルートにおいては、優良農地が存在し、農業経営が行われていることから、詳細ルート・構造の検討にあたっては、出来る限り優良農地を減少させないよう十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、農地に配慮する。</p>
	交通の状況	<p>国道 153 号及び県道宮田沢渡線については、宮田村中心部への主要な交通ルートとなっていることから、詳細ルート・構造の検討にあたっては、起終点方面からの宮田村への流入を阻害することのないよう十分配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、宮田村中心部への交通に配慮する。</p>
	下水道の状況	<p>現道活用ルート、天竜川沿いルート双方ともルート帯には、上水道の配水管及び下水道の排水管が村道等に埋設されていることから、今後の詳細ルートの検討において配慮いただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、埋設されている上水道の配水管及び下水道の排水管に配慮する。</p>
	その他の事項	<p>宮田村における現在の優良な生活環境等を考慮し、周辺の環境保全について、配慮いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、環境に影響を及ぼすおそれのある項目について配慮する。</p>

表 7.2-4 伊那市長意見と都市計画決定権者の見解

伊那市長意見	都市計画決定権者の見解
<p>重要な動植物への影響について配慮していただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、重要な動植物への影響に配慮する。</p>
<p>環境面において、影響を与える可能性があるとして評価された項目については、十分な配慮をしていただきたい。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定した。          なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定した。</p>
<p>集落内の通過地域では、大気質、騒音、振動、低周波等について今後、配慮していただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、保全対象への影響に配慮する。</p>
<p>ルート of 検討にあたっては、水道水源等に設計段階から配慮していただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、水道水源等への影響に配慮する。</p>
<p>ルート of 検討にあたっては、周辺小中学校の児童生徒に対する安全に配慮していただきたい。</p>	<p>今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、学校の児童生徒に対する安全に配慮する。</p>



## 第 8 章 第一種道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法

### 8.1 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目については、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日 建設省令第10号。以下「国交省令」という。）、「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日 建設省令第19号）、「長野県環境影響評価技術指針」（平成10年9月28日 長野県告示第466号）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土技術政策総合研究所。以下「技術手法」という。）及び「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」（平成19年8月 長野県生活環境部。以下「県マニュアル」という。）を参考として、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性を踏まえて選定した。項目の選定の結果、環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等に係る項目とした。本事業に係る環境影響評価の項目及びその選定理由を表8.1（P252）に示す。

なお、長野県には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づく汚染状況重点調査地域はなく、事業実施に伴って放射性物質が相当程度の拡散・流出のおそれがないことから、放射線の量を環境影響評価の項目に選定していない。

### 8.2 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価を行う手法については、「国交省令」、「長野県環境影響評価技術指針」、「技術手法」、「県マニュアル」を参考に選定した。選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由を表 8.2（P253～276）に、調査箇所を図 8.2（P277～279）に示す。

表 8.1 環境影響評価の項目及び選定の理由

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施					存在・供用*			地域特性・事業特性を踏まえた項目選定の理由	
	建設機械の稼働	切土工等又は既存の工作物の除去	設置	工事施工ヤードの設置	工用道路等の設置	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	水底の掘削	掘割式(地表式又は)	道路(嵩上式)の存在	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●				●			○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行による大気質(二酸化窒素又は浮遊粒子状物質)に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
			粉じん等	○				○				都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働等及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質(粉じん等)に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
		騒音	騒音	○				○			○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行による騒音又は振動に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
		振動	振動	○				○			○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行による騒音又は振動に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
		低周波音	低周波音									●	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、橋梁若しくは高架構造で通過する区間の自動車の走行による低周波音に影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。
	水環境	水質	水の濁り			●			●				都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には河川等の公共用水域が存在し、切土工等、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び水底の掘削により、水の濁りの影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。
			水の汚れ						●				都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には河川等の公共用水域が存在し、水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事によるアルカリ水の公共用水域への排出により、水の汚れの影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。
		水象	河川		●					●			都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には河川及び地下水の利用が認められ、掘割式で通過する区間の切土工等及び道路(掘割式)の存在による河川の流量又は地下水の水位へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。
			地下水		●					●			
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○				○			都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には重要な地形が存在し、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在により影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。
その他		日照障害								○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には住居等の保全対象が存在し、嵩上式(橋梁若しくは高架構造)の区間が存在し、日照障害の影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●		○					○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には動物の重要な種及び注目すべき生息地の記録が存在し、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在による重要な種及び注目すべき生息地へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。なおイヌワシ等猛禽類については、建設機械の稼働による繁殖行動の阻害の影響が考えられるため、工事の実施に係る本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
	植物	重要な種及び群落			○					○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には植物の重要な種及び群落が存在し、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在による重要な種及び群落へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○					○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には山地、台地・低地、市街地、河川等動植物の生息・生育地が存在し、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在により生態系へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源								○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には景観計画区域等景観に係る法令により指定された区域が存在する。また、中央道伊那スキーリゾート、ふるさとの丘等の主要な眺望点、中央アルプス・南アルプス等の景観資源が存在し、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在により景観へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。	
		主要な眺望景観								○			
歴史的文化的遺産の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財	文化財								●		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には文化財等が存在し、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在により文化財等へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
		文化財								●		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には文化財等が存在し、工事施工ヤードの設置、工用道路等の設置及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在により文化財等へ影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから、本項目を選定する。	
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○								切土工等又は既存の工作物の除去等に伴い発生する建設副産物は、建設発生土が主であり、現場内での再利用が考えられる一方、工事に伴って発生する建設副産物を、都市計画対象道路事業実施区域外に搬出し影響を及ぼすおそれがあることから、本項目を選定する。	

※：存在・供用は、土地又は工作物の存在及び供用を示す。(以下、「存在・供用」とする。)

注1：選定項目を示す記号等の意味は以下のとおり。

表中の○印は国交省令における参考項目。●印は参考項目以外の項目。空欄は非選定の項目。太枠は計画段階環境配慮書選定項目に順ずる項目。

注2：ここで用いている用語は、国交省令に基づき、以下のとおりである。

「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

「工事施工ヤード」とは、工事の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

表 8.2(1)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子 状物質	工事の実施 (建設機械 の稼働)	対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。 工事の実施に伴う建設機械の稼働により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。 2. 大気質（二酸化窒素等）の状況 調査区域には、一般環境大気測定局として伊那測定局がある。 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.021ppm、浮遊粒子状物質の年間2%除外値は0.048mg/m <sup>3</sup> であり、いずれの測定局も環境基準を達成している。	1. 調査する情報 1) 二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )及び浮遊粒子状物質(SPM)の濃度の状況(年平均値) 2) 気象の状況(風向・風速の年間データ) 2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。 現地調査のうち二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況については環境基準に規定する測定方法により行う。 風向・風速は「地上気象観測指針」(1993年、気象庁)に基づく方法により行う。また、測定高さは原則として地上10mとする。 3. 調査地域 大気質に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等の環境保全対象が立地する地域を基本とする。 現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市大田切、宮田村大久保、伊那市田原、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。 4. 調査地点 予測地点に対応させ、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所ごとに選定する。 地点の選定にあたっては、下記の事項に留意する。 ・調査に必要な敷地を有する場所 ・当該道路供用後に影響があると予想される範囲 ・周辺の別な発生源による影響を受けにくい場所 ・地域を代表する地点 5. 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間の連続測定とし1時間ごとの値を測定する。	1. 予測の手法 拡散式は、正規型プルーム式及び積分型簡易パフ式を用い、予測は年平均値で行う。 2. 予測地域 調査地域のうち、影響範囲内で住居等の環境保全対象が立地する地域及び立地することが予想される地域を選定する。 3. 予測地点 予測地域の中から、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から選定する。 ・建設機械の稼働 予測高さは、原則として工事施工ヤードの敷地の境界線上の地上1.5mとする。 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 予測高さは、原則として工所用道路の敷地の境界線上の地上1.5mとする。 4. 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とする。	自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 また、「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」との整合が図られているか否かについても評価する。	事業特性、地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定した。
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。 工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。	3. 気象の状況 調査区域には、伊那地域気象観測所があり、風向・風速の観測が行われている。 過去10年間の最多風向は南南西で、平均風速は2.6m/sである。				

表 8.2(2) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子 状物質	存在・供用 (自動車の 走行)	<p>対象道路は第3種第2級の一般国道であり、車線数4車線、設計速度60km/時で計画されている。</p> <p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>対象道路を走行する自動車により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>2. 大気質（二酸化窒素等）の状況 調査区域には、一般環境大気測定局として伊那測定局がある。</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.021ppm、浮遊粒子状物質の年間2%除外値は0.048mg/m<sup>3</sup>であり、いずれの測定局も環境基準を達成している。</p> <p>3. 気象の状況 調査区域には、伊那地域気象観測所があり、風向・風速の観測が行われている。</p> <p>過去10年間の最多風向は南南西で、平均風速は2.6m/sである。</p>	<p>1. 調査する情報 1) 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)及び浮遊粒子状物質(SPM)の濃度の状況(年平均値) 2) 気象の状況(風向・風速の年間データ)</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>現地調査のうち二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況については環境基準に規定する測定方法により行う。</p> <p>風向・風速は「地上気象観測指針」(1993年、気象庁)に基づく方法により行う。また、測定高さは原則として地上10mとする。</p> <p>3. 調査地域 大気質に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等の環境保全対象が立地する地域を基本とする。</p> <p>現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市大田切、宮田村大久保、伊那市田原、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 予測地点に対応させ、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所ごとに選定する。</p> <p>地点の選定にあたっては、下記の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査に必要な敷地を有する場所</li> <li>・当該道路供用後に影響があると予想される範囲</li> <li>・周辺の別な発生源による影響を受けにくい場所</li> <li>・地域を代表する地点</li> </ul> <p>5. 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間の連続測定とし1時間ごとの値を測定する。</p>	<p>1. 予測の手法 拡散式は、正規型プルーム式及び積分型簡易パフ式を用い、予測は年平均値で行う。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、影響範囲内で住居等の環境保全対象が立地する地域及び立地することが予想される地域を選定する。</p> <p>3. 予測地点 予測地域の中から、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から選定する。予測高さは、原則として地上1.5mとする。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とする。</p>	<p>自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>また、「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」との整合が図られているか否かについても評価する。</p>	<p>事業特性、地域特性及び計画段階環境配慮書の検討を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(3)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
大気質	粉じん等	工事の実施 (建設機械 の稼働)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 建設機械の稼働によ り、粉じん等の影響 が考えられる。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮 田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住 居等が存在し、平地部の各所に住居 等が点在している。 2. 気象の状況 調査区域には、伊那地域気象観測 所があり、風向・風速の観測が行わ れている。 過去10年間の最多風向は南南西 で、平均風速は2.6m/sである。	1. 調査する情報 気象の状況（風向・風速の季節別データ） 2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理・解析を行う。 風向・風速は「地上気象観測指針」（1993年、気象庁）に基 づく方法により行う。また、測定高さは原則として地上10mと する。 なお、本調査については、基本的に自動車の走行に係る大気 質における風向・風速の測定結果を活用する。 3. 調査地域 大気質に関する環境影響を受けるおそれがあると認められ る地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見 込まれる地域とする。 4. 調査地点 予測地点ごとに対応させ、調査地域を代表する気象状況が得 られる箇所を選定する。 5. 調査期間等 春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の測定を基本とする。 調査時間帯は、建設機械の稼働による環境影響の予測に必要 な時間帯とする。	1. 予測の手法 工事の実施に伴い発生する粉じん 等に関する事例の引用又は解析によ り得られた経験式を基本とする手法 により予測を行う。 2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。 3. 予測地点 予測地域のうち、住居等の近くで建 設機械による粉じん等の発生量が最 も多くなると予想される箇所付近を 予測地点として選定する。 ・ 建設機械の稼働 予測高さは、原則として工事施工ヤ ードの敷地の境界線上の地上1.5mと する。 ・ 資材及び機械の運搬に用いる車両 の運行 予測高さは、原則として工事用道路 の敷地の境界線上の地上1.5mとする。 4. 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も 大きくなると予想される時期とする。 また、資材及び機械の運搬に用いる車 両の平均日交通量が最大になると予 想される時期とする。	工事の実施に伴い発 生する粉じん等の影響 が、事業者により実行 可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。 なお、工事寄与の予 測結果に対し、降下ば いじんに係る参考値 (10t/km <sup>2</sup> /月)との整合 が図られているかどう かについて検討する。	事業特性、地 域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。
		工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行 により、粉じん等の 影響が考えられる。					

表 8.2(4) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
騒音	騒音	工事の実施 (建設機械 の稼働)	対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。 工事の実施に伴う建設機械の稼働により、建設作業騒音の影響が考えられる。	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>2. 騒音の状況 調査区域には、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定地域及び騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規制区域がある。</p>	<p>1. 調査する情報 1) 騒音の状況 2) 地表面の状況</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。現地調査は騒音規制法の規定により、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法により把握する。 地表面の状況については、現地踏査による目視により行う。</p> <p>3. 調査地域 騒音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 予測代表断面に対応させ、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所ごとに選定する。</p> <p>5. 調査期間等 環境騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とする。</p>	<p>1. 予測の手法 建設機械の稼働に伴い発生する騒音に関する音の伝搬理論に基づく予測式により予測を行う。 予測式は、日本音響学会式の「ASJ CN-Model 2002」の工種別予測手法を用いる手法を原則とし、ユニットのA特性実効パワーレベル (<math>L_{Waff}</math>) を計算し、評価指標である騒音レベルの90%レンジの上端値 <math>L_5</math> (<math>L_{Aeq}</math>) に変換する。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 予測地域のうち、住居等の近くで建設機械による騒音の影響が最も大きくなると予想される箇所付近の工事敷地境界を基本として設定する。 予測地点の高さは、原則として地上1.2mとする。</p> <p>4. 予測対象時期等 工事区分ごとに環境影響が最も大きくなると想定される時期とする。</p>	<p>建設機械の稼働に伴い発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 また、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合が図られているか否かについての評価も行う。</p>	<p>事業特性、地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(5)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
騒音	騒音	工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	対象道路は、土工及 び橋梁、高架構造によ り施工される予定で ある。 工事の実施に伴う 資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行 により、道路交通騒音 の影響が考えられる。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮 田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住 居等が存在し、平地部の各所に住居 等が点在している。 2. 騒音の状況 調査区域では、3地点で自動車騒音 調査が実施されており、このうち環 境基準等による地域の類型及び規制 地域が指定されている1地点では、環 境基準及び自動車騒音の限度（要請 限度）を達成している。 調査区域には、環境基本法に基づ く騒音に係る環境基準の類型指定地 域及び騒音規制法に基づく自動車騒 音に関する規制区域がある。	1. 調査する情報 1) 騒音の状況 2) 資材及び機械の運搬に用いる車輛の運行が予想される道路 の沿道の状況 2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理・解析を行う。 現地調査は環境基準に規定する測定方法により等価騒音レ ベル（ $L_{Aeq}$ ）の測定を行う。 沿道の状況については、現地踏査による目視により行う。 3. 調査地域 騒音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる 地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込 まれる地域とする。 現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村 大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周 辺より選定することが考えられる。 4. 調査地点 予測代表断面に対応させ、調査地域を代表する騒音の状況、 地表面の状況が得られる箇所ごとに選定する。 5. 調査期間等 騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日の資材及び機 械の運搬による車両の運行による環境影響の予測に必要な時 間帯とする。	1. 予測の手法 既存道路の現況騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ） に、工事車両の影響を加味した式を用 いて、等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）を予測 する。 2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。 3. 予測地点 工事用道路の接続が想定される既 存道路の予測代表断面における敷地 の境界線を基本とし、高さは原則とし て地上1.2mとする。 4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両 の台数が最大になると予想される時 期とする。	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行に 伴い発生する騒音の影 響が、事業者により実 行可能な範囲内ででき る限り回避され、又は 低減されており、必要 に応じその他の方法に より環境保全について の配慮が適正になされ ているかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。 また、参考値として、 「騒音に係る環境基準 環境基準について」と の整合が図られている か否かについての評価 も行う。	事業特性、地 域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。

表 8.2(6) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
騒音	騒音	存在・供用 (自動車の 走行)	<p>対象道路は第3種第2級の一般国道であり、車線数4車線、設計速度60km/時で計画されている。</p> <p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>対象道路を走行する自動車により、道路交通騒音の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>2. 騒音の状況 調査区域では、3地点で自動車騒音調査が実施されており、このうち環境基準等による地域の類型及び規制地域が指定されている1地点では、環境基準及び自動車騒音の限度（要請限度）を達成している。</p> <p>調査区域には、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域がある。</p>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1) 騒音の状況 (L<sub>Aeq</sub>)</p> <p>2) 都市計画対象道路事業により供用される道路の沿道の状況 (1) 住居等の平均階数、騒音の影響を受けやすい面の位置 (2) 地表面の種類(草地、裸地、芝地、舗装地) (3) 建物の立地密度(建物背後に予測地点を設定する場合)</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行います。現地調査は環境基準に規定する測定方法JIS Z 8731により等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>) の測定を行う。</p> <p>沿道の状況は現地踏査による目視により行う。</p> <p>3. 調査地域 騒音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは立地する見込みがある地域とする。</p> <p>現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 調査地域を代表する騒音の状況、道路の沿道の状況が得られる地点を選定する。</p> <p>5. 調査期間等 騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とする。</p>	<p>1. 予測の手法 日本音響学会式 (ASJ RTN Model 2013 ) により等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>) を予測する。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 予測地域のうち、道路の構造及び住居等の配置の状況から、予測地域を代表する位置とし、騒音に係る環境基準に規定された幹線道路近接空間と背後地の各々に設定する。</p> <p>予測地点の高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の各階の平均的な高さとする。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とする。</p>	<p>自動車の走行に伴い発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>また、「騒音に係る環境基準について」との整合が図られているか否かについても評価する。</p>	<p>事業特性、地域特性及び計画段階環境配慮書の検討を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>



表 8.2(7)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
振動	振動	工事の実施 (建設機械 の稼働)	<p>対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。</p> <p>工事の実施に伴う建設機械の稼働により、建設作業振動の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>2. 振動の状況 調査区域には、振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準の規制区域がある。</p> <p>3. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河川沿いに扇状地性低地が分布し、その周囲に台地、更に丘陵地を挟み、山地が続く状況である。</p> <p>調査区域の地質は、低地・台地・山麓地で堆積岩類が、山地部分で付加体が広く分布する。また、火成岩類や変成岩類の分布が、山地部分に点在する。</p>	<p>1. 調査する情報 地盤の状況（地盤種別）</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査（現地踏査）による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>地盤の状況については、現地踏査による目視を行う。</p> <p>3. 調査地域 振動に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> <p>現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 予測代表断面に対応させ、代表する地盤の状況が得られる箇所ごとに選定する。</p> <p>5. 調査期間等 地盤の状況を適切に把握できる時期に実施するものとする。</p>	<p>1. 予測の手法 建設機械の稼働に伴い発生する振動に関する事例の引用又は解析によりにより得られた式を基本とする手法により予測を行う。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 予測地域のうち、住居等の近くで建設機械による振動の影響が最も大きくなると予想される箇所付近の工事敷地境界を予測地点として設定する。</p> <p>4. 予測対象時期等 工事区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。</p>	<p>建設機械の稼働に伴い発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>また、「振動規制法施行規則」第十一条に規定される「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」との整合が図られているか否かについても評価する。</p>	<p>事業特性、地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(8)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
振動	振動	工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	<p>対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。</p> <p>工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、道路交通振動の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在する。</p> <p>2. 振動の状況 調査区域には、振動規制法に基づく道路交通振動の限度の指定区域がある。</p> <p>3. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河川沿いに扇状地性低地が分布し、その周囲に台地、更に丘陵地を挟み、山地が続く状況である。</p> <p>調査区域の地質は、低地・台地・山麓地で堆積岩類が、山地部分で付加体が広く分布する。また、火成岩類や変成岩類の分布が、山地部分に点在する。</p>	<p>1. 調査する情報 1) 振動の状況 2) 地盤の状況</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>振動の状況については、振動規制法に規定する測定方法により振動レベルの80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)の測定を行う。</p> <p>地盤の状況については現地踏査による目視を行う。</p> <p>3. 調査地域 工事用道路の接続が想定される既存道路の振動に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> <p>現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 接続が想定される既存道路の予測代表断面に対応させ、代表的な振動の状況、地盤の状況が得られる箇所ごとに選定する。</p> <p>5. 調査期間等 振動の状況は、1年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる1日について、工事車両の運行が想定される時間帯において昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回の測定を4回行う。</p>	<p>1. 予測の手法 「振動レベルの80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)を予測するための式」(建設省土木研究所提案式)を用い、既存道路の現況の振動レベルの値と合成し、予測する。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 工事用道路の接続が想定される既存道路の予測代表断面における敷地の境界線を基本とする。</p> <p>4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大となる時期とする。</p>	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>また、参考値として、「振動規制法施行規則」第十二条に規定される「道路交通振動の限度」との整合が図られているか否かについても評価する。</p>	<p>事業特性、地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(9)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
振動	振動	存在・供用 (自動車の 走行)	<p>対象道路は第3種第2級の一般国道であり、車線数4車線、設計速度60km/時で計画されている。</p> <p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>対象道路を走行する自動車により道路交通振動の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>2. 振動の状況 調査区域には、振動規制法に基づく道路交通振動の限度の指定区域がある。</p> <p>3. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河川沿いに扇状地性低地が分布し、その周囲に台地、更に丘陵地を挟み、山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・山麓地で堆積岩類が、山地部分で付加体が広く分布する。また、火成岩類や変成岩類の分布が、山地部分に点在する。</p>	<p>1. 調査する情報 1) 振動の状況 2) 地盤の状況（地盤種別、地盤卓越振動数）</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。 振動の状況については、現地調査にて行い、振動規制法に規定する測定方法により振動レベルの80%レンジの上端値（<math>L_{10}</math>）の測定を行う。 地盤の状況については、地盤種別については、現地踏査による目視により、地盤卓越振動数（大型車走行時の地盤振動の周波数分析）については現地調査により行う。</p> <p>3. 調査地域 振動に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等の環境保全対象が立地する地域あるいは立地が予定される地域とする。 現在想定される調査地域としては、駒ヶ根市北の原、宮田村大久保、伊那市田原・下殿島、伊那市原新田の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査地点 調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる地点を選定する。</p> <p>5. 調査期間等 振動の状況は、1年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回の測定を4回行う。 地盤卓越振動数は、大型車の通行時に10回以上測定する。</p>	<p>1. 予測の手法 「振動レベルの80%レンジの上端値（<math>L_{10}</math>）を予測するための式」（建設省土木研究所提案式）を用いた計算により予測を行う。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 対象道路において道路構造、交通条件が変化すると共に住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定する。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とする。</p>	<p>自動車の走行に伴い発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 また、「振動規制法施行規則」第十二条に規定される「道路交通振動の限度」との整合が図られているか否かについても評価する。</p>	<p>事業特性、地域特性及び計画段階環境配慮書の検討を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(10) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
低周波音	低周波音	存在・供用 (自動車の 走行)	<p>対象道路は第3種第2級の一般国道であり、車線数4車線、設計速度60km/時で計画されている。</p> <p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>橋若しくは高架が想定される区間を走行する自動車により低周波音の影響が考えられる。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在する。</p>	<p>1. 調査する情報 住居等の配置の状況</p> <p>2. 調査の手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>3. 調査地域 道路構造が橋若しくは高架となると想定され、かつ、低周波音に関する環境影響を受けるおそれがあると認められる地域に住居等の保全対象が立地又は立地が計画されている地域とする。 想定される調査地域は、駒ヶ根市大田切の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査期間等 騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日とする。</p>	<p>1. 予測の手法 既存調査結果より導かれた予測式による方法あるいは類似する既存の橋若しくは高架の現地実測調査結果から都市計画対象道路事業の低周波音圧レベルを予測する方法を用いる。</p> <p>2. 予測地域 左記の調査地域と同じとする。</p> <p>3. 予測地点 橋若しくは高架の区間ごとに、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して、原則として道路境界地上1.2mを代表地点として選定する。</p> <p>4. 予測対象時期 計画交通量の見込まれる時期とする。</p>	<p>自動車の走行に伴い発生する低周波音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>なお、以下に示す参考値との整合が図られているかどうかについて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境中に存在する低周波音レベル(1～80Hzの50%時間率音圧レベル(L<sub>50</sub>)90dB)</li> <li>ISO 7196に規定されたG特性低周波音圧レベル(1～20HzのG特性5%時間率音圧レベル(L<sub>G5</sub>)100dB)</li> </ul>	<p>事業特性、地域特性及び計画段階環境配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(11)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水質	水の濁り	工事の実施 (切土工等 又は既存の 工作物の除 去等、工事 施工ヤード の設置及び 工事用道路 等の設置)	<p>対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。</p> <p>工事の実施に伴う切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置により水の濁りの影響が考えられる。</p>	<p>1. 水象の状況</p> <p>事業実施区域には、天竜川水系の太田切川、小田切川、大沢川(宮田村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、三峰川の公共用水域が存在する。</p> <p>2. 水質の状況</p> <p>調査区域及びその周囲では、天竜川及び三峰川の3地点で公共用水域の水質測定が実施されており、浮遊物質量は2地点において環境基準を達成していない。</p> <p>調査区域には、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定地域及び水質汚濁防止法の上乗せ排水基準の指定区域がある。</p>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1) 水質の状況</p> <p>2) 水象の状況</p> <p>3) 気象(降雨)の状況</p> <p>4) 土質の状況</p> <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行います。</p> <p>浮遊物質量の情報は、「水質汚濁に係る環境基準について」に規定された測定方法により行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とし、通過する6河川とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び切土工等又は既存の工作物の除去による水の濁りに係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び切土工等又は既存の工作物の除去による水の濁りに係る環境影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期とする。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する水の濁りに関する事例の引用又は解析による手法により予測する。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。</p>	<p>工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する水の濁りの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性及び地域特性の状況を踏まえ、技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(12)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水質	水の濁り	工事の実施 (水底の掘削)	<p>対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。</p> <p>工事の実施に伴う水底の掘削により水の濁りの影響が考えられる。</p>	<p>1. 水象の状況</p> <p>事業実施区域には、天竜川水系の太田切川、小田切川、大沢川(宮田村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、三峰川の公共用水域が存在する。</p> <p>2. 水質の状況</p> <p>調査区域及びその周囲では、天竜川及び三峰川の3地点で公共用水域の水質測定が実施されており、浮遊物質量は2地点において環境基準を達成していない。</p> <p>調査区域には、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定地域及び水質汚濁防止法の上乗せ排水基準の指定区域がある。</p>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1)水質の状況</p> <p>2)水象の状況</p> <p>3)水底の土砂の状況</p> <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行います。</p> <p>浮遊物質量の情報は、「水質汚濁に係る環境基準について」に規定された測定方法により行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とし、通過する6河川とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水底の掘削による水の濁りに係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水底の掘削による水の濁りに係る環境影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期とする。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>水底の掘削に伴い発生する水の濁りに関する事例の引用又は解析による手法により予測する。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水底の掘削による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>水底の掘削による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。</p>	<p>水底の掘削に伴い発生する水の濁りの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性及び地域特性の状況を踏まえ、技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(13)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水質	水の汚れ	工事の実施 (水底の掘削)	<p>対象道路は、土工及び橋梁、高架構造により施工される予定である。</p> <p>工事の実施に伴う水底の掘削(橋脚の設置)により水の汚れ(水素イオン濃度)の影響が考えられる。</p>	<p>1. 水象の状況</p> <p>事業実施区域には、天竜川水系の太田切川、小田切川、大沢川(宮田村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、三峰川の公共用水域が存在する。</p> <p>2. 水質の状況</p> <p>調査区域及びその周辺では、天竜川及び三峰川の3地点で公共用水域の水質測定が実施されており、水素イオン濃度は2地点において環境基準を達成していない。</p> <p>調査区域には、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定地域及び水質汚濁防止法の上乗せ排水基準の指定区域がある。</p>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1) 水質及び水象の状況</p> <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>水素イオン濃度の情報は、「水質汚濁に係る環境基準について」に規定された測定方法により行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とし、通過する6河川とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地域における水底の掘削による水の汚れに係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査地域における水底の掘削による水の汚れに係る環境影響を予測及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期とする。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>水底の掘削に伴い発生する水の汚れに関する行為及び原因を明らかにする定性的な予測手法、又は事例の引用又は解析による手法により予測する。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水底の掘削による水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>水底の掘削による水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>水底の掘削による水の汚れに係る環境影響が最大となる時期とする。</p>	<p>水底の掘削に伴い発生する水の汚れの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性及び地域特性の状況を踏まえ、長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定した。</p>

表 8.2(14) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水象	河川	工事の実施 (切土工等 又は既存の 工作物の除 去等)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 切土工等により河川 流量への影響が考え られる。	1. 水象の状況 事業実施区域には、天竜川水系の 太田切川、小田切川、大沢川(宮田 村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那 市)、三峰川の公共用水域が存在す る。 2. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。	1. 調査する情報 1) 流量 2) 流況 3) 浸食・堆砂の状況 4) 水道水源の状況 2. 調査の手法 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理・ 解析を行う。 文献その他の資料がない場合又は不備な場合には、現地調査 として、必要に応じて流量、流況、浸食・堆砂の状況の調査を 行う。 3. 調査地域 河川流量の変動の影響を受けるおそれがあると想定される 地域とする。 4. 調査地点 流量、流況、浸食・堆砂の状況を的確に把握できる地点とす る。 5. 調査期間等 流量、流況、浸食・堆砂の状況を的確に把握できる期間及び 時期とする。	1. 予測の手法 工事の実施及び道路の存在による 河川流量の変動に関する事例の引用 又は解析による手法により予測する。 2. 予測地域 地質の状況等から河川流量の変動 の影響を受けるおそれのある地域と する。 3. 予測地点 地質の状況等から河川流量の変動 を的確に把握できる地点とする。 4. 予測対象時期等 河川流量への影響が最大となる時 期とする。	対象道路の存在によ る河川流量の変動の影 響が、事業者により実 行可能な範囲内ででき る限り回避され、又は 低減されており、必要 に応じその他の方法に より環境保全につい ての配慮が適正になされ ているかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性及び 地域特性の状況 を踏まえ、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、河川流量への 影響が考えられる。					



表 8.2(15)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
水象	地下水	工事の実施 (切土工等 又は既の工 作物の除去 等)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 切土工等又は既の工 作物の除去等により 地下水の水位への影 響が考えられる	1. 水象の状況 事業実施区域には、天竜川水系の 太田切川、小田切川、大沢川(宮田 村)、堂沢川、天竜川、大沢川(伊那 市)、三峰川の公共用水域が存在す る。 2. 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。	1. 調査する情報 1) 地下水位の状況 2) 帯水層の地質・水理の状況 3) 水象の状況 2. 調査の手法 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理・ 解析を行う。 文献その他の資料がない場合又は不備な場合には、現地調査 として、必要に応じて地下水観測調査、地質・水理調査、土質 調査を実施する。 3. 調査地域 地下水の変動の影響を受けるおそれがあると想定される地 域とする。 4. 調査地点 地下水の状況、帯水層の地質・水理の状況を的確に把握でき る地点とする。 5. 調査期間等 地下水の状況、帯水層の地質・水理の状況を的確に把握でき る期間及び時期とする。	1. 予測の手法 工事の実施及び道路の存在による 地下水の変動に関する事例の引用又 は解析による手法により予測する。 2. 予測地域 地質の状況等から地下水の変動の 影響を受けるおそれのある地域とす る。 3. 予測地点 地質の状況等から地下水の変動を 的確に把握できる地点とする。 4. 予測対象時期等 地下水の水位への影響が最大とな る時期とする。	対象道路の存在によ る地下水の変動の影響 が、事業者により実行 可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性及び 地域特性の状況 を踏まえ、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、地下水の水位 への影響が考えられ る。					

表 8.2(16)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
地形及び 地質	重要な地 形及び地 質	工事の実施 (工事施工 ヤードの設 置及び工事 用道路等の 設置)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。  工事の実施に伴う 工事施工ヤード及び 工事用道路等の設置 により、重要な地形 及び地質への影響が 考えられる。	1. 地形及び地質の状況  調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。  調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。	1. 調査する情報 1) 地形及び地質の概況 2) 重要な地形及び地質の分布、状態および特性  2. 調査の手法  文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理・解析を行う。  3. 調査地域  影響範囲や重要な地形及び地質が分布する箇所の地形状況 や地質状況並びに都市計画対象道路事業実施区域の位置関係 等から、予測及び環境保全措置の検討に必要な情報を把握でき る地点とする。  4. 調査地点  調査地域の中で代表的な調査ルートを選定し、その中で、重 要な地形及び地質の特性を適切に把握できる地点並びに重要 な地形及び地質の変化が把握できる地点とする。  5. 調査期間等  地形・地質の状況を適切かつ効果的に把握できる時期とす る。	1. 予測の手法  道路構造(工事施工ヤード及び工事 用道路等の位置)及び重要な地形及び 地質の分布範囲から、重要な地形及び 地質が改変される区間及びその程度 を把握する。  次に、それらが重要な地形及び地質 に及ぼす影響の程度を、科学的な知見 や類似事例を参考に予測する。  2. 予測地域  調査地域のうち、都市計画対象道路 事業の実施に伴い、重要な地形及び地 質に影響を及ぼす範囲とする。  3. 予測対象時期等  地形及び地質の特性を踏まえ、影響 を的確に把握できる時期とする。	工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の設 置及び対象道路の存在 による地形への影響 が、事業者により実行 可能な範囲内で行える 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性、地 域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。
		存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在及び道路 (嵩上式) の存在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。  対象道路の存在に より、重要な地形及 び地質への影響が考 えられる。	2. 重要な地形及び地質の状況  調査区域には、重要な地形及び地 質として「天竜川右岸の河岸段丘と 新規断層」が分布している。これら の重要な地形及び地質は、事業実施 区域及びその周辺にも分布してい る。				

表 8.2(17)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
その他の 環境要素	日照障害	存在・供用 (道路(嵩 上式)の存 在)	<p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。</p> <p>道路構造が嵩上式となる区間において、対象道路の存在による日照障害の影響が考えられる。</p>	<p>1. 土地利用の状況</p> <p>調査区域は、低地部及び台地部に水田、畑地、住宅地、商業地及び開放水域が、河岸段丘等の丘陵地や山地部に林地が主に分布し、商業地及び商業地のまとまりが、駒ヶ根駅、宮田駅、伊那市駅の周辺と国道153号の沿道で見られる。</p> <p>2. 住居等保全対象の状況</p> <p>調査区域には、駒ヶ根駅周辺、宮田駅周辺、伊那市駅周辺を中心に住居等が存在し、平地部の各所に住居等が点在している。</p> <p>3. 地形の状況</p> <p>調査区域の地形は、天竜川等の河川沿いに扇状地性低地が分布し、その周囲に台地、更に丘陵地を挟み、山地が続く状況である。</p>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1) 土地利用の状況</p> <p>(1) 住居等の立地状況</p> <p>(2) 周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす中高層建築物の位置</p> <p>2) 地形の状況</p> <p>(1) 住居等の立地する土地の高さ、傾斜等</p> <p>(2) 周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす地形の位置</p> <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>高架構造物の周辺地域において、日照障害を及ぼすと予想される範囲(冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲)を含む地域とします。</p> <p>想定される調査地域は、駒ヶ根市大田切の集落及びその周辺より選定することが考えられる。</p> <p>4. 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況に係る調査する情報を適切に把握することができる時期とし、日影の影響は冬至日とする。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図により予測を行います。予測式は、太陽の高度・方位及び高架構造物の高さ・方位等を用いた式を用いる。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、住居等の保全対象、又は将来これらの立地予定がある箇所を含む区域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>対象道路の沿道状況、対象道路と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点を設定する。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>道路(嵩上式)の設置が完了する時期の冬至日とする。</p>	<p>対象道路の存在による日照障害の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性、地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(18)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
動物	重要な種 及び注目 すべき生 息地	工事の実施 (建設機械 の稼働、工 事施工ヤ ードの設置及 び工事用道 路等の設 置)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 建設機械の稼働、工 事施工ヤードの設 置、工事用道路等の 設置により、重要な 動物への影響が考え られる。	1. 動物の生息基盤の状況（水象、土 壤、地形及び地質、土地利用の状況）  1) 水象の状況 調査区域には、天竜川水系の太田 切川、小田切川、大沢川(宮田村)、 堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、 三峰川の公共用水域が存在する。  2) 土壌の状況 調査区域の土壌は、河川沿いに灰 色低地土壌、そこから山間部に向か う台地上に黒ボク土壌及び多湿黒ボ ク土壌、山間部で褐色森林土壌の分 布が見られ、天竜川東岸と西岸と同 様に分布する。  3) 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。  4) 土地利用の状況 調査区域は、低地部及び台地部に 水田、畑地、住宅地、商業地及び開 放水域が、河岸段丘等の丘陵地や山 地部に林地が主に分布し、商業地及 び商業地のまとまりが、駒ヶ根駅、 宮田駅、伊那市駅の周辺と国道153号 の沿道で見られる。  2. 動物の状況 調査区域及びその周辺地域では、 法律、条例等の指定種やレッドデー タブック（環境省、長野県）等の掲 載種に該当する重要な動物として、 哺乳類が12種、鳥類が59種、両生類が 6種、爬虫類が3種、魚類が18種、昆 虫類が135種、底生動物が20種、陸産 貝類が1種の確認記録がある。なお、 クモ類においては重要な種の確認記 録はない。	1. 調査する情報 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態及び分布の状況 ・重要な種等の生息の状況 ・重要な種等の生息環境の状況  2. 調査の手法 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に 応じて個体の採取による方法とする。この場合、できる限り環 境への影響が少ない、直接観察、捕獲採取、痕跡確認等の調査 方法とする。 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 凶鑑、研究論文、その他の資料により把握する。 ・重要な種の分布状況及び生息状況 「(1)動物相の状況」と同じとする。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地踏査により微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を 目視確認する方法とする。  3. 調査地域 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から概ね500m の範囲を目安に設定します。ただし、行動圏が特に広い動物を 対象とする場合には、必要に応じ適宜拡大する。  4. 調査地点 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又 は経路を設定する。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、調査地域において重要な種等が 生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定する。  5. 調査期間等 調査期間は1年間を基本とする。 動物相の状況は春夏秋冬の4季調査することを基本とし、そ こに生息する動物を確認しやすい時期とする。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい 時期とする。 調査の時間帯は、動物及び重要な種等を確認しやすい時間帯 とする。	1. 予測の手法 道路構造（工事施工ヤード及び工事 用道路等の位置）と重要な種及び注目 すべき生息地の分布範囲から、生息地 が消失・縮小する区間及び重要な種等 の移動経路が分断される区間並びに その程度を把握する。 次に、それらが重要な種等の生息に 及ぼす影響の程度を、科学的な知見や 類似事例を参考に予測する。 併せて、工事の実施及び道路の存在 において重要な種等に及ぼす影響に ついて、影響の程度を、科学的な知見 や類似事例を参考に予測する。  2. 予測地域 調査地域のうち、都市計画対象道路 事業の実施に伴い、重要な種の生息地 又は注目すべき生息地の環境が消 失・縮小による影響、又は質的变化に よる影響を受ける可能性のある範囲 を設定する。  3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種の生態や注 目すべき生息地の特性を踏まえ、影響 が最大となる時期とする。	工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の設 置及び対象道路の存在 による動物への影響 が、事業者により実行 可能な範囲内で行える 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性、地 域特性及び計画 段階環境配慮書 の検討を踏ま え、国交省令、 技術手法、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在及び道路 (嵩上式) の存在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、重要な動物へ の影響が考えられ る。					

表 8.2(19)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
植物	重要な種 及び群落	工事の実施 (工事施工 ヤードの設 置)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う	1. 植物の生息基盤の状況（水象、土 壌、地形及び地質、土地利用の状況）  1) 水象の状況 調査区域には、天竜川水系の太田 切川、小田切川、大沢川(宮田村)、 堂沢川、天竜川、大沢川(伊那市)、 三峰川の公共用水域が存在する。  2) 土壌の状況 調査区域の土壌は、河川沿いに灰 色低地土壌、そこから山間部に向か う台地上に黒ボク土壌及び多湿黒ボ ク土壌、山間部で褐色森林土壌の分 布が見られ、天竜川東岸と西岸で同 様に分布する。  3) 地形及び地質の状況 調査区域の地形は、天竜川等の河 川沿いに扇状地性低地が分布し、そ の周囲に台地、更に丘陵地を挟み、 山地が続く状況である。 調査区域の地質は、低地・台地・ 山麓地で堆積岩類が、山地部分で付 加体が広く分布する。また、火成岩 類や変成岩類の分布が、山地部分に 点在する。  4) 土地利用の状況 調査区域は、低地部及び台地部に 水田、畑地、住宅地、商業地及び開 放水域が、河岸段丘等の丘陵地や山 地部に林地が主に分布し、商業地及 び商業地のまとまりが、駒ヶ根駅、 宮田駅、伊那市駅の周辺と国道153号 の沿道で見られる。  2. 植物の状況 調査区域及びその周辺地域では、 法律、条例等の指定種やレッドデー タブック（環境省、長野県）等の掲 載種に該当する重要な植物群落及び 重要な植物等として、重要な植物群 落等は28件（天然記念物が13件、巨 樹が13件、巨樹林が9件、重要な植物 群落が1件）、重要な植物種が252種 （維管束植物194種、非維管束植物58 種）の確認記録がある。 事業実施区域及びその周辺には、 天然記念物や巨樹・巨木林が3箇所存 在する。	1. 調査する情報 1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種及び群落の生態 ・重要な種及び群落の分布状況 ・重要な種及び群落の生育状況 ・重要な種及び群落の生育環境(土壌含む)の状況 ・ 2. 調査の手法 1) 植物相の状況 現地調査により、個体の目視、必要に応じて個体の採取によ る方法とします。この場合、できる限り環境への影響が少ない 調査方法とする。 2) 植物群落の状況 現地調査により、植物社会学的調査による方法とする。 3) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種及び群落の生態 凶鑑、研究論文、その他の資料により把握する。 ・重要な種及び群落の分布状況並びに生息状況 「(1)植物相の状況、2)植物群落の状況」と同じとする。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地踏査により微地形及び水系等を目視確認する方法とす る。 3. 調査地域 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部からおおむね 200mの範囲を目安に設定する。 4. 調査地点 1) 植物相及び植生の状況 調査地域に生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調 査地点又は経路を設定する。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において重要な 種・群落が生育する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設 定する。 5. 調査期間等 調査期間は1年間を基本とする。 1) 植物相の状況 植物相の状況は春夏秋の3季調査することを基本とし、そこ に生育する植物を確認しやすい時期とする。 2) 植生の状況 春～秋にかけて1～2回程度実施することを基本とし、植生の 状況を確認しやすい時期とする。 3) 重要な種及び群落の状況 重要な種及び群落の生態を踏まえ、その生育の状況を確認し やすい時期とする。 調査の時間帯は、昼間を基本とする。	1. 予測の手法 道路構造（工事施工ヤード及び工事 用道路等の位置）と重要な種及び群落 の分布範囲から、生育地が消失・縮小 する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが重要な種及び群落の 生育に及ぼす影響の程度を、科学的な 知見や類似事例を参考に予測します。 併せて、工事の実施及び道路の存在に おいて重要な種等に及ぼす影響につ いて、影響の程度を、科学的な知見や 類似事例を参考に予測する。 2. 予測地域 調査地域のうち、都市計画対象道路 事業の実施に伴い、重要な種及び群落 の生育地の環境が消失・縮小による影 響、又は質的变化による影響を受ける 可能性のある範囲を設定する。 3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種の生態や注 目すべき生息地の特性を踏まえ、影響 が最大となる時期とする。	工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の設 置及び対象道路の存在 による植物への影響 が、事業者により実行 可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低 減されており、必要に 応じその他の方法によ り環境保全についての 配慮が適正になされて いるかどうかについ て、見解を明らかにす ることにより行う。	事業特性、地 域特性及び計画 段階環境配慮書 の検討を踏ま え、国交省令、 技術手法、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		工事の実施 (工事用道 路等の設 置)	工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の 設により、重要な植 物への影響が考えら れる。					
	存在・供用 (道路（地 表式又は掘 割式）の存 在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より、重要な植物へ の影響が考えられ る。						
	存在・供用 (道路（嵩 上式）の存 在)							

表 8.2(20) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
生態系	地域を特 徴づける 生態系	工事の実施 (工事施工 ヤードの設 置及び工事 用道路等の 設置)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。  工事の実施に伴う 工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の 設置により、地域を 特徴づける生態系へ の影響が考えられ る。	1. 自然環境の類型区分 調査区域の自然環境は、山地が2類 型に、台地・低地が3類型、河川が2類 型、合計7類型に類型区分される。  2. 生態系の状況 調査区域における地域を特徴づけ る生態系の構成種のうち、各生息・生 育環境の注目種の候補を以下に示 す。 【樹林地】 上位性：オオタカ、ノスリ 典型性：ムササビ、ニホンリス、 タヌキ、ムクドリ、ヒヨドリ、キ ジバト、カジカガエル、エゾセミ、 オオムラサキ、アカマツ群落、カ スマザクラ-コナラ群落 【疎林・林縁・草地】 上位性：チョウゲンボウ、キツネ 典型性：ムクドリ、ヒヨドリ、キ ジバト、ウグイス、シュレーゲル アオガエル、トンボ類、シオヤア ブ、オオムラサキ、伐跡群落、牧 草地 【農耕地】 上位性：チョウゲンボウ、サギ類 典型性：モズ、シュレーゲルア オガエル、ミナミメダカ、ドジョウ 類、トンボ類、ヘイケボタル、水 田雑草群落、畑地雑草群落 【河川】 上位性：ヤマセミ、カワセミ 典型性：カヤネズミ、カモ類、オ オヨシキリ、カジカガエル、シュ レーゲルアオガエル、ウグイ、サ ツキマス（アマゴ）、トンボ類、 ミヤマシジミ、ヤナギ低木群落、 自然裸地	1. 調査する情報 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動植物に係る概況 ・その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種等の生態 ・注目種等と他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・注目種等の分布状況 ・注目種等の生息・生育の状況 ・注目種等の生息環境もしくは生育環境  2. 調査の手法 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (1) 動植物に係る概況 現地調査は、個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応 じて個体の採取による方法とする。この場合、できる限り環境へ の影響が少ない調査方法とする。 (2) その他の自然環境に係る概況 現地踏査により微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目 視確認する方法とする。植物群落については、「植物」の調査結 果を利用するものとする。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 (1) 注目種・群集の生態、他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生 の関係 図鑑、研究論文、その他の資料により把握する。 (2) 注目種等の分布状況、注目種等の生息・生育の状況 「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結 果を活用するものとする。 (3) 注目種等の生息環境もしくは生育環境 「(1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) その他の自然環境 に係る概況」と同じとする。	1. 予測の手法 道路構造（工事施工ヤード及び工事 用道路等の位置）並びに注目種等の生 息・生育基盤及び注目種・群集の分布 から、生息、生育基盤が縮小する区間 及び移動経路が分断される区間並び にその程度を把握する。併せて、工事 の実施及び道路の存在において及ぼ す影響を把握する。  次に、それらが注目種・群集の生 息・生育状況の変化及びそれに伴う動 植物相を含む地域を特徴づける生態 系に及ぼす影響の程度を、注目種・群 集の生態並びに注目種・群集と他の動 植物の関係を踏まえ、科学的な知見や 類似事例の引用その他の手法により 予測する。  2. 予測地域 調査地域のうち、動植物の生息・生 育の特性を踏まえて、注目種・群集の 生息・生育環境に係る環境影響を受け るおそれがある地域を予測地域とす る。  3. 予測対象時期等 事業特性及び注目種等の生態や特 性を踏まえ、影響が生じるおそれのあ る時期とする。	工事施工ヤードの設 置、工事用道路等の設 置及び対象道路の存在 による地域を特徴づけ る生態系への影響が、 事業者により実行可能 な範囲内でのできる限り 回避され、又は低減さ れており、必要に応じ その他の方法により環 境保全についての配慮 が適正になされている かどうかについて、見 解を明らかにすること により行う。	事業特性、地 域特性及び計画 段階環境配慮書 の検討を踏ま え、国交省令、 技術手法、長野 県環境影響評価 技術指針及び県 マニュアルを参 考に選定した。
		存在・供用 (道路（地 表式又は掘 割式及び道 路（嵩上式） の存在）	対象道路は、地表 式・掘割式及び嵩上 式が想定されてい る。  対象道路の存在に より、地域を特徴づ ける生態系への影響 が考えられる。					

表 8.2(21)選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	存在・供用（道路（地表式又は掘割式）の存在及び道路（高上式）の存在）	<p>対象道路は、地表式・掘割式及び高上式が想定されている。</p> <p>対象道路の存在により、主要な景観資源及び主要な眺望景観への影響が考えられる。</p>	<p>調査区域では、2つのアルプスが遠望でき、山裾からつづく台地や河川沿いの低地で田園景観が、山裾の集落で山里景観が、天竜川等の河川で河川景観が、山間地で山地景観が見られる。</p> <p>調査区域の主要な眺望点及び景観資源としては以下のものが挙げられる。</p> <p>1) 主要な景観資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河成段丘の地域（河岸段丘）</li> <li>・伊那峡（峡谷）</li> <li>・猿岩（岩峰・岩柱）</li> <li>・中央アルプス</li> <li>・南アルプス</li> </ul> <p>2) 主要な眺望点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央道伊那スキーリゾート</li> <li>・ふるさとの丘</li> <li>・北の城橋</li> <li>・伊那市西春近小出島</li> <li>・伊那市富県北福地</li> <li>・御殿場遺跡</li> <li>・真菰ヶ池</li> <li>・高鳥谷山山頂</li> <li>・春日公園</li> <li>・伊那市中央</li> <li>・伊那市美篤上川手</li> <li>・三峰川橋</li> <li>・伊那市手良野口</li> <li>・伊那市下新田</li> <li>・信州伊那アルプス街道</li> <li>・太田切川堤防上</li> <li>・大久保いきいき交流センター</li> <li>・大久保発電所</li> <li>・大久保ダム</li> <li>・猿岩水面展望所</li> <li>・伊那市大久保（身近な自然景観）</li> <li>・伊那市下殿島（身近な自然景観）</li> <li>・伊那市原新田（身近な自然景観）</li> </ul> <p>3) 景観法に基づく景観計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駒ヶ根市全域（駒ヶ根市景観計画）</li> <li>・宮田村全域（長野県景観育成計画）</li> <li>・伊那市全域（伊那市景観計画）</li> </ul>	<p>1. 調査する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 主要な眺望点の状況</li> <li>2) 景観資源の状況</li> <li>3) 主要な眺望景観の状況</li> </ol> <p>2. 調査の手法</p> <p>主要な眺望点の状況、景観資源の状況については、既存の文献資料等により把握する。</p> <p>主要な眺望点の利用状況及び景観資源の自然特性に関する情報が、文献資料では不足すると判断される場合には、主要な眺望点を管理する管理者や関係地方公共団体に対しヒアリングを行い、必要な情報を確認する。</p> <p>また、主要な眺望景観の状況については、写真撮影により視覚的に把握する。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域より3kmの範囲で、主要な眺望点が生じる地域とする。</p> <p>ただし、事業特性、地域特性により上記範囲を超えて対象道路が認知される可能性がある場合には、適宜、拡大するものとする。</p> <p>調査地域については、地域特性に挙げた眺望点、景観資源、景観計画区域等が考えられる。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を選定する。</p> <p>調査地点については、地域特性に挙げた主要な眺望点及び各景観計画地区等が考えられる。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>主要な眺望点等の利用状況、景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯を選定する。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 主要な眺望点及び景観資源の改変</li> </ol> <p>都市計画対象道路事業実施区域との重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 主要な眺望景観の変化</li> </ol> <p>フォトモンタージュ法、スケッチ・パースによる方法、コンピューターグラフィックスによる方法等視覚的な表現方法により変化の程度を把握する。</p> <p>2. 予測地域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 主要な眺望点及び景観資源の改変</li> </ol> <p>調査地域のうち主要な眺望点及び景観資源の改変が生じる地域とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 主要な眺望景観の変化</li> </ol> <p>調査地域のうち、主要な眺望景観の変化が生じる地域とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>施設の完成時において、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の影響を明らかにする上で必要な時期を選定する。</p>	<p>対象道路の存在による主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、国交省令及び技術手法を参考に選定した。</p>

表 8.2(22) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	主要な人 と自然と の触れ合 いの活動 の場	存在・供用 (道路(地 表式又は掘 割式)の存 在及び道路 (高上式) の存在)	対象道路は、地表 式・掘割式及び高上 式が想定されてい る。 対象道路の存在に より主要な人と自然 との触れ合いの活動 の場への影響が考え られる。	調査区域には、人と自然との触れ 合いの活動の場の資源として、天竜 川等の河川やそれに沿って位置する 「公園、緑地、サイクリングロード」、 山麓地等に位置する「緑豊かな公園 や寺社」、豊かな森林を有す山地な どがある。 調査区域における主要な人と自然 との触れ合いの活動の場を以下に示 す。  主要な人と自然との触れ合いの活動 の場 ・ 駒ヶ根キャンプセンター ・ すずらん公園 ・ 北の原公園 ・ 丸塚公園 ・ ふるさとの丘 ・ 高鳥谷遊歩道 ・ 栖林寺 ・ 宮田本陣のしだれ桜 ・ リバーランド天竜公園 ・ 北の城址公園 ・ 津島神社 ・ 熊野神社 ・ 野田山あやめ園 ・ かんてんパパガーデン ・ 宮の原のしだれ桜 ・ 殿島城址公園 ・ 高鳥谷鉱泉 ・ 春日公園 ・ 伊那公園 ・ 三峰川堤防の桜並木 ・ 美篤の桜並木 ・ 三峰川サイクリングロード ・ 深妙寺 ・ 常圓寺 ・ 思沢川のホタル	1. 調査する情報 1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況 及び利用環境の状況  2. 調査の手法 既存の文献資料等による情報の収集及び現地調査を実施す ることにより把握する。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関す る情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主 要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地方公 共団体に対してヒアリングを行い、必要な情報を確認する。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取 り巻く自然資源の状況について、写真撮影により視覚的に把握 する。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場において 行われている主な自然との触れ合いの活動内容の詳細について 把握する。  3. 調査地域 対象道路が触れ合いの活動の場の利用性の変化、快適性の変 化を生じさせる範囲として都市計画対象道路事業実施区域よ り500m程度の範囲において、主要な人と自然との触れ合いの活 動の場が分布する地域とする。 調査地域については、地域特性に挙げた主要な人と自然との 触れ合いの活動の場の他、都市計画公園等が考えられる。  4. 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道 路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然 との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把 握するのに適切な地点を選定する。 調査地点については、各調査地域より適切な地点を選定する ことが考えられる。  5. 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性、主要な人と自然と の触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な 人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を踏まえ、それら が適切に把握できる期間、時期及び時間帯を選定する。	1. 予測の手法 1) 主要な人と自然との触れ合いの活 動の場及び自然資源の改変 都市計画対象道路事業実施区域と の重ね合わせ、図上解析することによ り、改変の位置、程度を把握する。 2) 利用性の変化 人と自然との触れ合いの活動に供 せられる施設又は場の利用性の変化 及び主要な人と自然との触れ合いの 活動の場への到達時間・距離の変化を 把握する。 3) 快適性の変化 人と自然との触れ合いの活動に供 せられる施設又は場から認識される 近傍の風景の変化が生じる位置・程度 を把握する。  2. 予測地域 1) 主要な人と自然との触れ合いの活 動の場及び自然資源の改変 都市計画対象道路事業実施区域の うち主要な人と自然との触れ合いの 活動の場及びそれを取り巻く自然資 源の改変が生じる地域とする。 2) 利用性の変化 調査地域のうち、人と自然との触れ 合いの活動に供せられる施設又は場 の利用に関し影響が生じる地域及び 近傍の既存道路において、主要な人 と自然との触れ合いの活動の場への 到達時間・距離の変化が生じる地域と する。 3) 快適性の変化 人と自然との触れ合いの活動の活 動に供せられる施設又は場から認識 される近傍の風景の変化が生じ、雰 囲気が阻害されると想定される地域 とする。  3. 予測対象時期等 施設の完成時において、人と自然と の触れ合いの活動の場の特性、主要 な人と自然との触れ合いの活動の場 を取り巻く自然資源の特性及び主要 な人と自然との触れ合いの活動の場 の利用状況を踏まえ、主要な人と自 然との触れ合いの活動の場の影響を 明らかにする上で必要な時期を選 定する。	対象道路の存在によ る主要な人と自然との 触れ合いの活動の場へ の影響が、事業者によ り実行可能な範囲内 でできる限り回避され、 又は低減されており、 必要に応じその他の方 法により環境保全につ いての配慮が適正にな されているかどうかに ついて、見解を明らか にすることにより行 う。	事業特性及び 地域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。



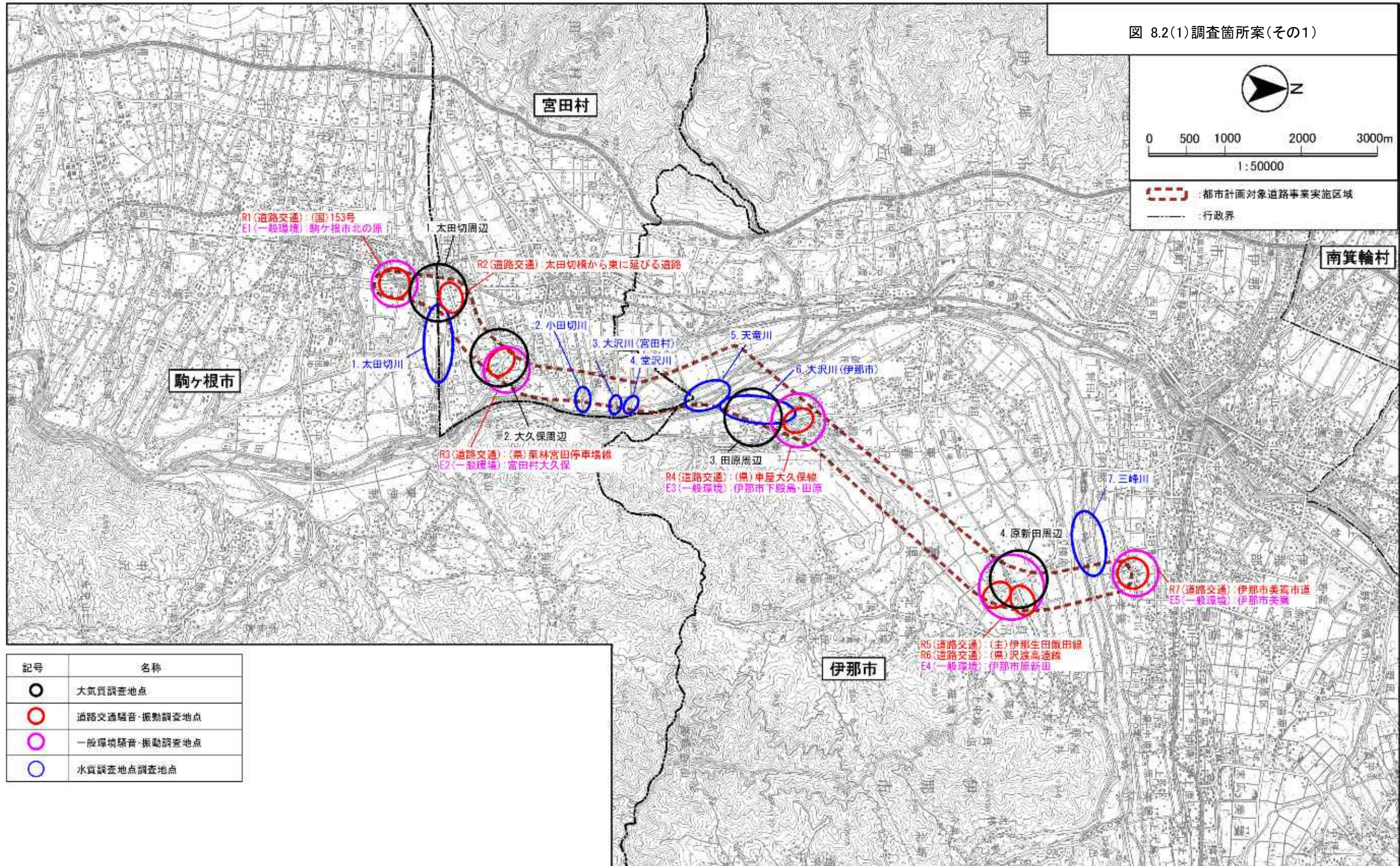
表 8.2(23) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
文化財	文化財	存在・供用 (道路(地表式又は掘割式)の存在及び道路(嵩上式)の存在)	<p>対象道路は、地表式・掘割式及び嵩上式が想定されている。 対象道路の存在により文化財への影響が考えられる。</p>	<p>調査区域には、文化財保護法に基づき指定される文化財等は、史跡が18箇所、天然記念物が13箇所、有形文化財(建造物・石造)が21箇所ある。 なお、名勝及び重要文化的景観はない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地が多数存在し、主に天竜川右岸の台地部に分布が集中する。 調査区域における主な文化財(史跡)を以下に示す。</p> <p>主な文化財(史跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中越遺跡</li> <li>・御殿場遺跡</li> <li>・赤須城跡</li> <li>・東伊那遺跡</li> <li>・小鍛冶古墳群</li> <li>・大田切城跡</li> <li>・山田富士塚</li> <li>・稚児塚</li> <li>・城山</li> <li>・下の城</li> <li>・向山遺跡</li> <li>・猪垣</li> <li>・御座石と松</li> <li>・荒井富士塚</li> <li>・小出城跡</li> <li>・坂下の辻</li> <li>・諏訪形の猪垣跡</li> </ul>	<p>1. 調査する情報</p> <p>1) 文化財の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の種類・位置及びその概要</li> </ul> <p>2. 調査の手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びの当該情報の整理及び解析により把握する。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として都市計画対象道路事業実施区域よりおおむね1kmの範囲とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>文化財の特性を踏まえ、調査地域における道路の存在による文化財の影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>調査地点については、地域特性で示した主要な文化財(史跡)の他、有形文化財の内建築物、石造文化財及びこれらに相当する文化財が考えられる。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>文化財の特性を踏まえて、調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切に把握できる期間、時期及び時間帯を選定する。</p>	<p>1. 予測の手法</p> <p>事業特性、地域特性を勘案して、文化財の改変の位置、程度による影響の有無を把握し、類似事例の引用又は解析により行う。 なお、必要に応じて学識経験者の意見を参考に行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて、道路の存在に係る文化財への影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を適切に把握することができる時期を選定する。</p>	<p>対象道路の存在による文化財への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>事業特性及び地域特性及び計画段階環境配慮書の検討の状況を踏まえ、長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定した。</p>

表 8.2(24) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分						
廃棄物等	建設工事 に伴う副 産物	工事の実施 (切土工等 又は既存の 工作物の除 去)	対象道路は、土工 及び橋梁、高架構造 により施工される予 定である。 工事の実施に伴う 切土工の除去又は既 存の工作物の除去に より、発生する建設 副産物（建設発生土、 建設汚泥、コンクリ ート塊、アスファル ト・コンクリート塊） が、対象道路の事業 実施区域外に搬出さ れることが考えられ る。	調査対象地域には、産業廃棄物処 理施設として、最終処分場はないが、 中間処理施設が駒ヶ根市9施設、宮田 村5施設、伊那市31施設の合計45施設 ある。	予測・評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の情報把 握により得られることから、調査は文献調査を基本とし、必要 な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて 現地調査及び聞き取り調査を行う。	<p>1. 予測の手法 都市計画対象道路事業における事 業特性及び地域特性の情報を基に、建 設工事に伴う副産物の種類ごとの発 生量及び最終処分量を予測する方法 とする。</p> <p>2. 予測地域 建設副産物が発生する都市計画対 象道路事業実施区域を基本とする。 なお、再利用方法の検討にあたって は、実行可能な再利用の方策を検討す るために、都市計画対象道路事業実施 区域の周辺区域を含む範囲とする。</p> <p>3. 予測対象時期等 建設工事に伴う副産物の発生のお ける工事期間とし、工事全体における発 生の状況等を予測する。</p>	切土工の除去又は既 存の工作物の除去に伴 い発生する建設副産物 の影響が、事業者によ り実行可能な範囲内 でできる限り回避され、 又は低減されており、 必要に応じその他の方 法により環境保全につ いての配慮が適正にな されているかどうかに ついて、見解を明らか にすることにより行 う。	事業特性及び 地域特性を踏ま え、国交省令及 び技術手法を参 考に選定した。

図 8.2(1)調査箇所案(その1)



記号	名称
○	大気質調査地点
●	道路交通騒音・振動調査地点
●	一般環境騒音・振動調査地点
○	水質調査地点調査地点

図 8.2(2) 調査箇所案(その2)

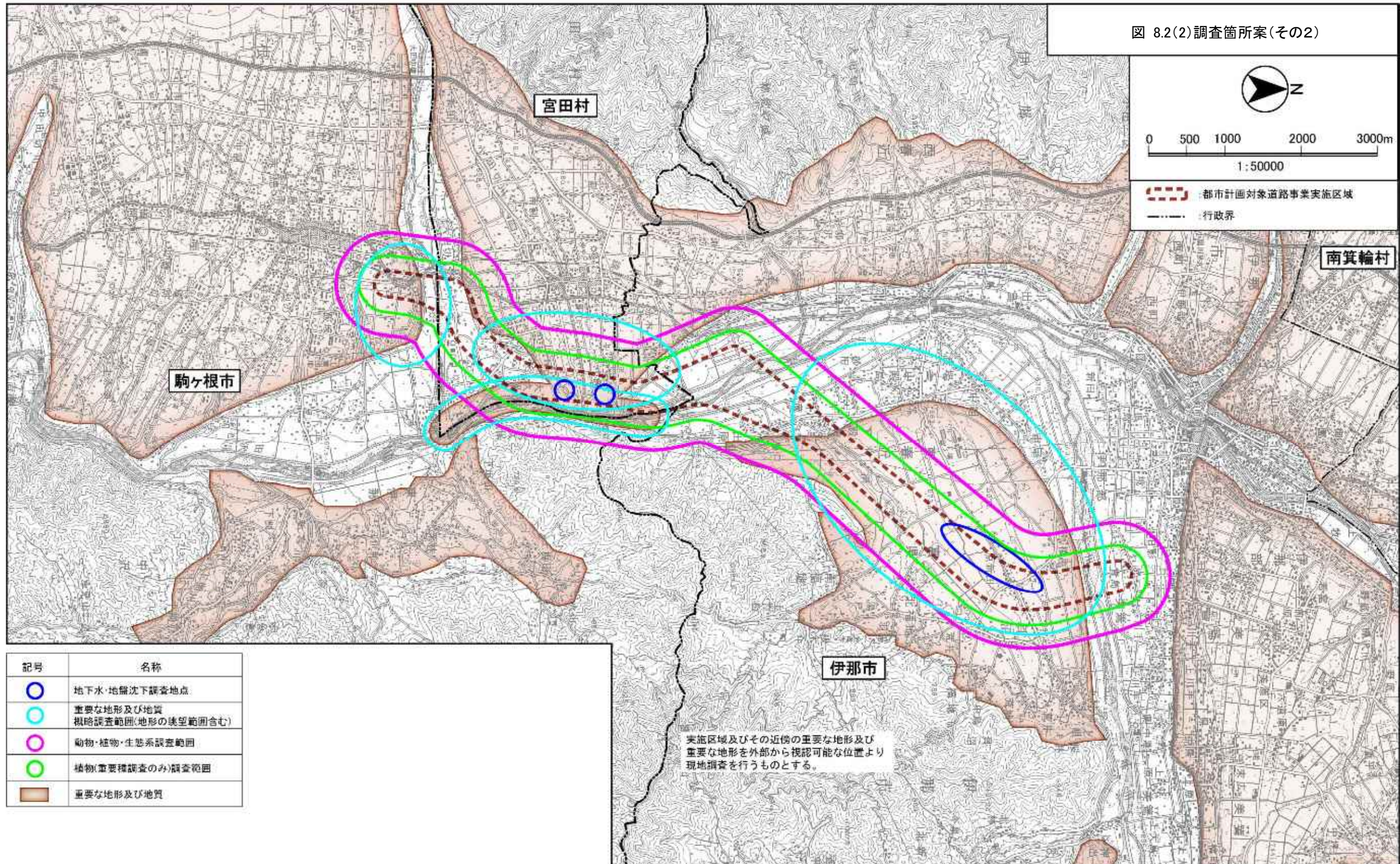
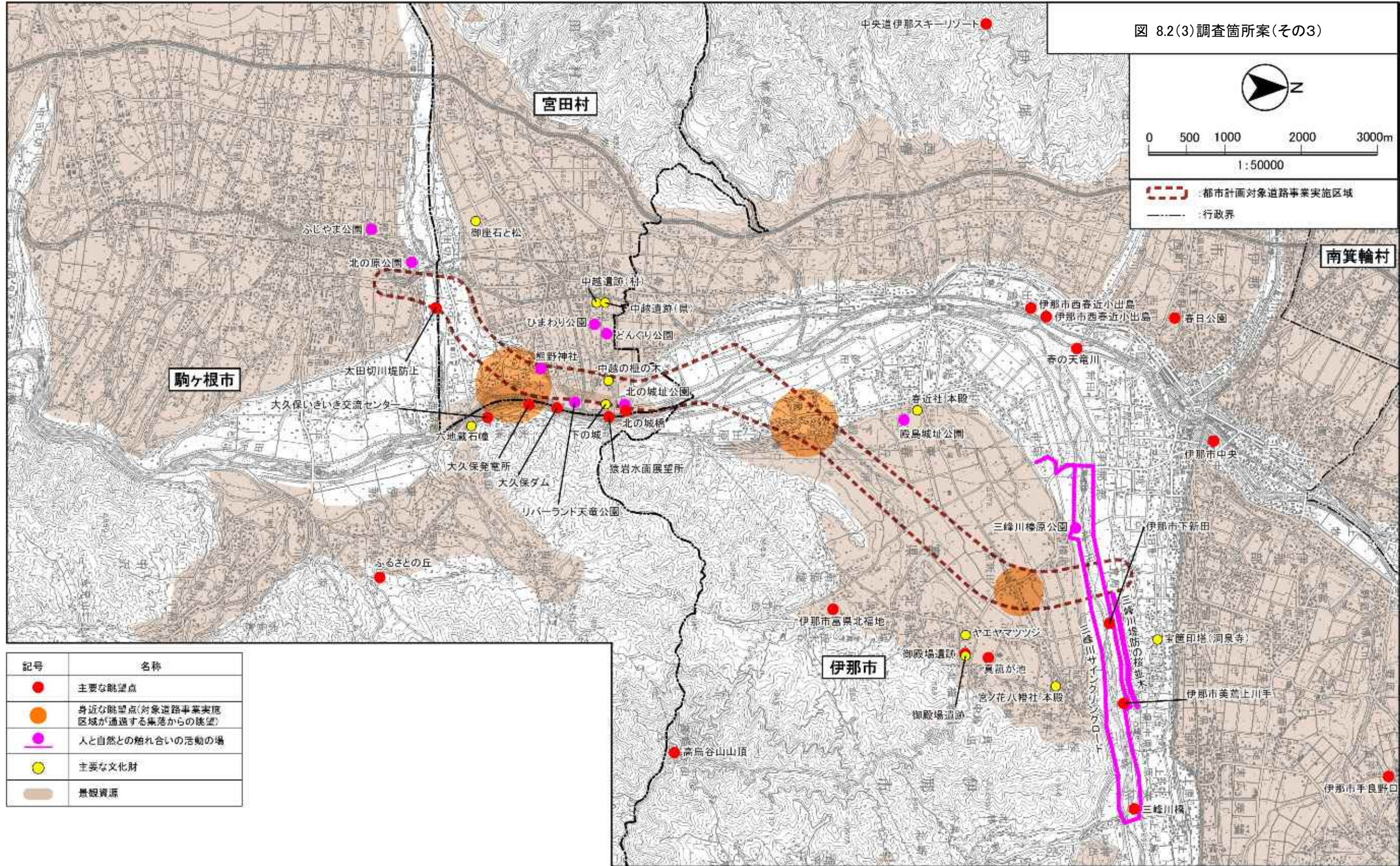


図 8.2(3)調査箇所案(その3)



記号	名称
●	主要な眺望点
●	身近な眺望点(対象道路事業実施区域が通過する集落からの眺望)
●	人と自然との触れ合いの活動の場
●	主要な文化財
■	景観資源